建設工事成績評定考査基準

1. 評定の原則

評定は、契約毎に適用する採点表を用いて行うものとし、考査項目、細別及び評価細目の変更、追加、削除並びに配点の変更は行わないものとする。

2. 専任監督員考査基準

(1) 考査方法

専任監督員は、当該建設工事の履行状況に応じ、各評価項目の評定を行う。

(2) 評定点範囲

考査項目別採点表（1）（専任監督員）の該当評価項目について、「施工プロセス」のチェックリスト（一宮市工事監督要領第 6 条）等の記録・提出資料等に基づき、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。細部については、考査別運用表（専任監督員）による。

3. 主任監督員考査基準

(1) 考査方法

主任監督員は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

(2) 評定点範囲

考査項目別採点表（2）（主任監督員）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。細部については、考査別運用表（主任監督員）による。

4. 検査員考査基準

(1) 考査方法

検査員は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

(2) 評定点範囲

考査項目別採点表（3）（検査員）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。細部については、考査別運用表（検査員）による。

5. 適用する採点表について

(1)「土木工事」考査項目別採点表

土木構造物に関連する工事に適用する。

(2)「建築工事」考査項目別採点表

建築物に関連する工事に適用する。

付　則

1　この考査基準は、令和 4 年 4 月 1 日以降に完成する工事について適用する。

2　この考査基準の一部を改訂し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付　則

1　この考査基準は、令和 5 年 4 月 1 日以降に完成する工事について適用する。

2　この考査基準の一部を改訂し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付　則

1　この考査基準は、令和 6 年 6 月 1 日以降に完成する工事について適用する。

2　この考査基準の一部を改訂し、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

付　則

1　この考査基準は、令和７年４月１日以降に完成する工事について適用する。ただし、「一宮市完全週休２日制・週休２日制工事実施要領」を適用する工事については、同要領第６条（工事成績評定）に基づく評価を行うものとする。

2　この考査基準の一部を改訂し、令和７年４月１日から施行する。

付　則

1　この考査基準は、令和８年４月１日以降に完成する工事について適用する。ただし、令和８年３月 31 日以前の契約工事において完全週休２日が達成された場合は、工事成績評定表の「６.社会性等　Ⅰ.地域への貢献度」において評価する。（「土木工事」考査項目別採点表を適用する工事に限る。）

2　この考査基準の一部を改訂し、令和８年４月１日から施行する。

土木工事考査項目別採点表(1)

工事番号:　　(専任監督員)

1.施工体制	Ⅰ.施工体制	評定	a	b	c	d	e
	一般	(該当割合)	90%以上	80～90%未満	60～80%未満又は2項目以下	60%未満	指示不履行
	評定	番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11				
	c	評価	□ □ □ □ □ □ □ □ □ ■ □		$\frac{1}{5}$項目	□	□
		対象項目	■ ■ □ ■ ■ □ □ □ □ ■ □				
			(11.理由:　　) 割合 20.0%				
	Ⅱ.配置技術者	評定	a	b	c	d	e
	(現場代理人等)	(該当割合)	90%以上	80～90%未満	60～80%未満又は2項目以下	60%未満	指示不履行
	評定	番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11				
	c	評価	□ ■ □ □ □ □ □ □ □ □ □		$\frac{1}{7}$項目	□	□
		対象項目	□ ■ ■ □ ■ ■ ■ □ ■ ■ □				
			(11.理由:　　) 割合 14.3%				
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	評定	a	b	c	d	e
		(該当割合)	90%以上	80～90%未満	60～80%未満又は2項目以下	60%未満	指示不履行
	評定	番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15				
	c	評価	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ■ □		$\frac{1}{10}$項目	□	□
		対象項目	■ □ □ ■ ■ □ ■ ■ ■ □ ■ ■ ■ ■ □				
			(15.理由:　　) 割合 10.0%				
	Ⅱ.工程管理	評定	a	b	c	d	e
		(該当割合)	90%以上	80～90%未満	60～80%未満又は2項目以下	60%未満	指示不履行
	評定	番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11				
	c	評価	□ □ □ □ □ □ □ □ □ ■ □		$\frac{1}{8}$項目	□	□
		対象項目	■ ■ □ ■ □ ■ ■ ■ ■ ■ □				
			(11.理由:　　) 割合 12.5%				
	Ⅲ.安全対策	評定	a	b	c	d	e
		(該当割合)	90%以上	80～90%未満	60～80%未満又は2項目以下	60%未満	指示不履行
	評定	番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12				
	c	評価	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ■ □		$\frac{1}{6}$項目	□	□
		対象項目	□ ■ ■ ■ □ □ ■ ■ □ □ ■ □				
			(12.理由:　　) 割合 16.7%				
	Ⅳ.対外関係	評定	a	b	c	d	e
		(該当割合)	90%以上	80～90%未満	60～80%未満又は2項目以下	60%未満	指示不履行
	評定	番号	1 2 3 4 5 6 7 8				
	c	評価	□ □ □ □ □ □ ■ □		$\frac{1}{5}$項目	□	□
		対象項目	■ ■ ■ □ □ ■ ■ □				
			(8.理由:　　) 割合 20.0%				

3.出来形 及び 出来ばえ	Ⅰ.出来形 一般土木工事 評定 c	評定	a	b	c	d	e
		(該当割合)	90%以上	80～90%未満	60～80%未満又は2項目以下につき	60%未満	指示不履行
		番号 評価 対象項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 □ □ □ □ □ □ □ □ □ ■ ■ ■ □ ■ ■ □ □ □ (9.理由:　　) 割合 0.0%		0/5 項目	□	□
	Ⅱ.品質 コンクリート構造物工事 評定 c	評定	a	b	c	d	e
		(該当割合)	90%以上	80～90%未満	60～80%未満又は2項目以下につき	60%未満	指示不履行
		番号 評価 対象項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ■ ■ ■ ■ □ ■ ■ ■ ■ ■ □ ■ ■ ■ ■ 割合 0.0%		0/13 項目	□	□
		番号 評価 対象項目	16 □ □				
			(16.理由:　　)				
5.創意工夫 【軽微なもの】	キーワード評価	番号 評価 加点数	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 □ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1				
		番号 評価 加点数	21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
			(32.理由:　　) (33.理由:　　) (34.理由:　　) (35.理由:　　) (36.理由:　　) (37.理由:　　)				
	0点 (+7～0点)	【創意工夫の詳細評価】					

「記入方法」 該当項目を■にする。評定欄a～eに色をつける。

土木工事考査項目別採点表(2)

工事番号:　　(主任監督員)

2.施工状況	Ⅱ.工程管理	評定	a	b	c	d	e
		(該当数)	5項目以上	3項目程度	2項目程度	やや不備	不備
	評定	番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9				
	c	評価	□ □ □ □ □ □ □ □ □			□	□
			(9.理由:　　)				
	Ⅲ.安全対策	評定	a	b	c	d	e
		(該当数)	4項目以上	2項目程度	1項目程度	やや不備	不備
	評定	番号	1 2 3 4 5 6 7				
	c	評価	□ □ □ □ □ □ □			□	□
			(7.理由:　　)				
4.工事特性		番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17				
		評価	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				
		加点数	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
	キーワード評価		(3.理由:　　)				
			(10.理由:　　)				
			(15.理由:　　)				
			(17.理由:　　)				
	0点 (+20～0点)	【工事特性のキーワードの詳細】					
6.社会性等	Ⅰ.地域への貢献度	評定	a	a'	b	b'	c
		(該当数)	5項目以上	4項目以上	3項目以上	2項目以上	1項目以下
	評定	番号	1 2 3 4 5 6 7				
	c	評価	□ □ □ □ □ □ □				
			(7.理由:　　)				
7.法令遵守等	■ 項目該当なし	措置内容				適応事例番号	
			1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11				
		評価	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ■			1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	
	□ 該当あり(　点)	違反回数	0 0 0 0 0 0 0			11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	
		減点数	-20 -15 -13 -10 -8 -5 -3 -10 -3 -2 0				
			(9.理由:　　)				

総合評価技術提案	技術提案履行確認	対象外

「記入方法」 該当項目を■にする。評定欄a～cに色をつける。
1.技術提案履行確認において、不履行と認めた場合　マイナス評価(-10点)

土木工事考査項目別採点表(3)

工事番号:　　(検査員)

2.施工状況	Ⅰ.施工管理	評定	a		b		c	d	e
		(該当割合)	90%以上		80～90%未満		60～80%未満	60%未満	指示不履行
	評定 c	番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15						
		評価	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				0/8 項目	□	□
		対象項目	■ ■ ■ □ □ □ ■ ■ □ □ □ □ □ □ □				割合 0.0%		
		番号	16 17 18 19 20 21						
		評価	□ □ □ □ □ □						
		対象項目	■ ■ □ □ ■ □						
			(21.理由:　　)						
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形 一般土木工事	評定	a	a'	b	b'	c	d	e
		(該当割合)	95%以上	90～95%未満	85～90%未満	80～85%未満	60～80%未満	60%未満	修補指示
	評定 c	番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9						
		評価	□ □ □ □ □ □ □ □ □				0/5 項目	□ □	□
		対象項目	■ ■ ■ □ ■ ■ □ □ □						
			(9.理由:　　) 割合 0.0%						
	Ⅱ.品質 コンクリート構造物工事	評定	a	a'	b	b'	c	d	e
		(該当割合)	95%以上	90～95%未満	85～90%未満	80～85%未満	60～80%未満	60%未満	修補指示
	評定 c	番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15						
		評価	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				0/13 項目	□ □	□
		対象項目	■ ■ ■ ■ □ ■ ■ ■ ■ ■ □ ■ ■ ■ ■				割合 0.0%		
		番号	16						
		評価	□						
		対象項目	□						)
			(16.理由:　　)						
	Ⅲ.出来ばえ コンクリート構造物工事	評定	a		b		c	d	
		(該当割合)	90%以上		80～90%未満		60～80%未満	60%未満	
	評定 c	番号	1 2 3 4 5 6						
		評価	□ □ □ □ □ □				0/5 項目		
		対象項目	■ ■ ■ ■ □ ■				割合 0.0%		

「記入方法」 該当項目を■にする。評定欄a～eに色をつける。

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	□	□	1. 施工計画書を工事着手前に提出している。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	2. 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	3. 品質証明に係る体制が有効に機能している。 (※品質証明員の任命、品質ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑの導入などによる)	
		□	□	4. 元請が下請の作業成果を確認している。	
		□	□	5. 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。	
		□	□	6. 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 (※事故・災害がなければ対象としない)	
		□	□	7. 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 (現場組織表で判断。現場作業所と本社間でも可)	
		□	□	8. 工場製作期間における技術者を適切に配置している。(※工場製作品があるものを対象)	
		□	□	9. 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制 (規格値の設定や確認方法)を整えている。	
		□	□	10. 施工プロセスのチェックリストで、指示事項が無い。	
		□	□	11. その他　理由:(　　)	
			□	d. 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	e. 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・e
	Ⅱ. 配置技術者(現場代理人等)			【全体を評価する項目】配置技術者	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	1. 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	2. 施工プロセスのチェックリストで、指示事項が無い。	
				【現場代理人を評価する項目】	
		□	□	3. 現場代理人が、工事全体を把握している。	
		□	□	4. 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。	
				5. 監督員への報告を適時及び的確に行っている。	
				【監理(主任)技術者を評価する項目】	
		□	□	6. 書類を標準仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。	
		□	□	7. 契約書、設計図書、摘要すべき諸基準を理解し、施工に反映している。	
		□	□	8. 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。	
		□	□	9. 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。	
		□	□	10. 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。	
		□	□	11. その他　理由:(　　)	
			□	d. 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	e. 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・e

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	□	□	1. 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	2. 現場条件の変化に対して、適切に対応している。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	3. 工事材料を品質に影響が無いよう保管している。	
		□	□	4. 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。	
		□	□	5. 日常の品質管理を設計図書・施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。	
		□	□	6. 品質管理図表及び度数表が作成され、適切である。(※測定数が15点以上のときに評価対象とする。)	
		□	□	7. 現場内の整理整頓を日常的に行っている。	
		□	□	8. 使用材料の品質を証明する資料(品質証明書、写真等)を整理している。	
		□	□	9. 工事打合せ簿を、不足無く整理している。	
		□	□	10. 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。	
		□	□	11. 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。	
		□	□	12. 設計図書の照査や現場との相違事実が有る場合の報告等を適切な時期に行っている。	
		□	□	13. 工事記録の整備が適時、的確になされている。	
		□	□	14. 施工プロセスのチェックリストで、施工管理について指示事項が無い。	
		□	□	15. その他　理由:(　　)	
			□	d. 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	e. 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・e
	Ⅱ. 工程管理	□	□	1. 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した実施工程表を作成している。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	2. 実施工程表の作成及びフォーローアップを行っており、適切に工程を管理している。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	3. 現場状況の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。	
		□	□	4. 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。	
		□	□	5. 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。	
		□	□	6. 余裕をもって工期内完了が図られた。	
		□	□	7. 休日の確保を行っている。	
		□	□	8. 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。(※急な夜間施工など)	
		□	□	9. 履行報告が適切に行われている。	
		□	□	10. 施工プロセスのチェックリストで、工程管理について指示事項が無い。	
		□	□	11. その他　理由:(　　)	
			□	d. 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	e. 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・e

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	□	□	1. 災害防止協議会を1回/月以上行っている。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	2. 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	3. 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。	
		□	□	4. 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。	
		□	□	5. 過積載防止に取り組んでいる。	
		□	□	6. 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。	
		□	□	7. 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。	
		□	□	8. 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。	
		□	□	9. 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。	
		□	□	10. 高所作業、墜落防止、落下物の危険防止、第2種酸欠防止、感電防止、機器等の転倒防止等の対策を立案し、施工に反映している。	
		□	□	11. 施工プロセスのチェックリストで、安全対策について指示事項が無い。	
		□	□	12. その他　理由:(　　)	
			□	d. 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	e. 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・e
	Ⅳ. 対外関係	□	□	1. 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	2. 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	3. 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。	
		□	□	4. 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。	
		□	□	5. 工事の目的及び内容を、看板などにより地城住民や通行者等に分かりやすく周知している。 (※設置基準における標示板以外のものを設置しているか)	
		□	□	6. 対外的な申請等の書類が適切に処理されていて不足が無い。	
		□	□	7. 施工プロセスのチェックリストで、対外関係について指示事項が無い。	
		□	□	8. その他　理由:(　　)	
			□	d. 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	e. 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・e

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅰ. 出来形 1. 一般土木工事				評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	1. 築造物の機能、性能が設計図書・仕様書の定めた事項を満足している。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c
		□	□	2. 出来形成果表(出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表)が出来形管理基準により作成され適切であることが確認できる。	評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b
		□	□	3. 出来形図が出来形管理基準により作成され、適切であることが確認できる。	評価値が60～80%未満・・・・・ c
		□	□	4. 出来形管理図表が作成され、適切であることが確認できる。(※測定数が15点以上の場合に評価対象項目とする。)	評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	5. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。	
		□	□	6. 写真管理基準の管理項目を満足している。	
		□	□	7. 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。(※施工計画書にて社内管理基準が明記されている)	
		□	□	8. 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。	
		□	□	9. その他　理由:(　　)	
			□	d. 出来形の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で改善指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	e. 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・e
	2. 機械設備工事	□	□	1. 据付に関する出来形管理が容易にできるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	2. 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c
		□	□	3. 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。	評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b
		□	□	4. 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。	評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	5. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。	
		□	□	6. 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。	
		□	□	7. 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。	
		□	□	8. 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。(※施工計画書にて社内管理基準が明記されている。)	
		□	□	9. 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。	
		□	□	10. 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。	
		□	□	11. その他　理由:(　　)	
			□	d. 出来形の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で改善指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	e. 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・e

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅰ. 出来形 3. 電気設備工事通信・弱電・その他類似工事	□	□	1. 据付に関する出来形管理が容易にできるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	2. 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	3. 写真管理基準の管理項目を満足している。	
		□	□	4. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。	
		□	□	5. 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。	
		□	□	6. 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。	
		□	□	7. 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図のとおり施工していることが確認できる。	
		□	□	8. 配管及び配線が設計図書又は承諾図のとおり敷設していることが確認できる。	
		□	□	9. 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けてある。	
		□	□	10. 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	11. 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。(※施工計画書にて社内管理基準が明記されている。)	
		□	□	12. 測定機器のキャリブレーションを定期的に実施している。	
		□	□	13. その他　理由:(　　)	
			□	d. 出来形の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で改善指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	e. 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・e

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 1. コンクリート構造物工事	□	□	1. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。(※適マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、適マーク取得工場であってもJISA5308以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合に評価対象とする)	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	2. コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、気温、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	3. 圧縮試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。	
		□	□	4. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等が適切に行われている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)	・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で改善指示を行った。
		□	□	5. 型枠・支保材が十分な強度と安全性を持っており、締め付け確認や剥離剤の塗布などが行われ、打設中の管理が適切である。	
		□	□	6. コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。	
		□	□	7. コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。	・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		□	□	8. 鉄筋の規格・品質が、証明書類で確認できる。	
		□	□	9. コンクリート打設までにどろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。	
		□	□	10. 鉄筋の加工及び組立、かぶりが設計図書の仕様を満足していることが確認でき、鉄筋固定方法が適切である。(※鉄筋交差部が強固に結束され、結束線がかぶりに入らないように内側に折り込まれているか等)	
		□	□	11. 溶接・圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。	
		□	□	12. コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足し、気候等に応じ適切に行われていることが確認できる。(日数、方法等)	
		□	□	13. スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	14. セパレータ部の処理が適切に実施されている。	
		□	□	15. 有害なクラックが無い。クラックがある場合であっても、それらが進行性又は貫通クラックではなく、発生したクラックに対しては専門業者等の意見に基づき、適切な処置を行っている。	
		□	□	16. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 2. 二次製品構造物工事			【共通】	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で改善指示を行った。 ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		□	□	1. 仕様書に定められている品質管理が実施されている。	
		□	□	2. 材料の品質規格証明書が整備されている。	
		□	□	3. JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。	
		□	□	4. 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。	
		□	□	5. 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。	
		□	□	6. 土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。	
		□	□	7. 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。	
		□	□	8. 敷モルタルが適切に施工されている。	
				【擁壁類(補強土擁壁は除く)】	
		□	□	9. 胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。	
		□	□	10. 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。	
		□	□	11. 材料の接続または、かみ合わせが適切でズレがなく、接続部からの土砂流出防止がなされている。	
		□	□	12. 端部における地山とのすりつけが適切である。	
		□	□	13. 丁張りを2重3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のために細心の注意をはらっている。	
		□	□	14. コンクリート擁壁工の施工にあたり、コンクリートの配合、練り混ぜ、打ち込み、締め固め及び養生が適切に行われている。	
		□	□	15. その他　理由:(　　)	
				【用排水路・その他】	
		□	□	16. 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。	
		□	□	17. 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。	
		□	□	18. 呑口、吐口、集水桝等の取付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。	
		□	□	19. 施設の流末は浸食、滞留が生じないよう処理されている。	
		□	□	20. 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や縦目地からの漏水も見られない。	
		□	□	21. 継目部の目地モルタル・パッキン等が適切に施工されている。	
		□	□	22. 製品の継目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。	
		□	□	23. その他　理由:(　　)	
				【遊具当施設関係(遊具、健康器具、ベンチ、四阿等)】	
		□	□	24. 設計図書に基づき現場確認を行い、周辺も含めた利用動線に配慮し配置を決定している。	
		□	□	25. 部材の組立て及び建込みにおいて、組立手順書を基に安全性を重視して施工されている。	
		□	□	26. 部材固定に使用するボルト、ナット類は、緩みがないよう十分締め付けられている。	
		□	□	27. 支柱等の重要部材地際部において、有効な防食措置や必要な土被り厚を確保していることが確認できる。	
		□	□	28. 施設毎に設定された安全領域を確保していることが写真で確認でき、領域内の障害物等が除去されている。また、落下対策を施した場合は、設置面の衝撃吸収性能を評価し、測定値が基準を満足している。	
		□	□	29. 組立完了後において、安全に関する基準への適合検査を実施している記録がある。	
		□	□	30. 施設の施工に際し、修景要素に配慮している。	
		□	□	31. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 3. 鋼橋工事(RC床版工事はｺﾝｸﾘｰﾄ構造物に準ずる)			【工場製作関係】	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で改善指示を行った。 ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		□	□	1. 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。	
		□	□	2. 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。	
		□	□	3. 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	4. 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。	
		□	□	5. 孔開けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。	
		□	□	6. 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。	
		□	□	7. 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。	
		□	□	8. 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。	
		□	□	9. 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。	
		□	□	10. 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。	
		□	□	11. 検査路、落橋防止装置、配水管等付属物のめっき・防食・塗装が適切であることが確認できる。	
		□	□	12. その他　理由:(　　)	
				【架設関係】	
		□	□	13. クレーン、ベントなどの設置位置における地盤支持力を確認している。	
		□	□	14. ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。	
		□	□	15. ボルトの締付機及び測定機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを実施していることが確認できる。	
		□	□	16. 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。	
		□	□	17. 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。	
		□	□	18. ボルトのセットを適切に管理・保管しており、出荷時の品質が施工時まで保たれていることが確認できる。	
		□	□	19. 支承及び支承取付構造が、設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	20. 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。	
		□	□	21. 沓座モルタルの材料・施工が適切である。(無収縮モルタルを使用、打設前に座面を湿潤状態にし、また確実に充填されるよう注意している)	
		□	□	22. 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。	
		□	□	23. 架設に用いる仮設備及び架設用機械について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。 (※架設計画書等による確認)	
		□	□	24. 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。	
		□	□	25. 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。	
		□	□	26. 伸縮装置の据付は、温度補正を行って位置を決定している。	
		□	□	27. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 4. 塗装工事	□	□	1. 塗装作業にあたり塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で改善指示を行った。 ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		□	□	2. ケレンを入念に実施していることが確認できる。	
		□	□	3. 天候状況の確認、気温及び湿度の測定をおこない、塗装作業を行っていることが確認できる。	
		□	□	4. 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。	
		□	□	5. 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油膜等を除去し塗装を行なっていることが確認できる。	
		□	□	6. 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。	
		□	□	7. 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。	
		□	□	8. 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。	
		□	□	9. 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。	
		□	□	10. その他　理由:(　　)	
	5. 護岸・根固・水制工事	□	□	1. 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。	
		□	□	2. 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。	
		□	□	3. 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。	
		□	□	4. 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	5. 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び、水密性を確保していることが確認できる。	
		□	□	6. 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	7. 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	8. 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	9. 使用材料の品質が証明書類で確認できる。	
		□	□	10. 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。	
		□	□	11. コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。	
		□	□	12. 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水は、排除して施工していることが確認できる。	
		□	□	13. 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	14. クラックが無い。クラックがある揚合であっても、それらが進行性又は貫通クラックではなく、発生したクラックに対しては専門業者等の意見に基づき、適切な処置を行っている。	
		□	□	15. 丁張りを2重3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のために細心の注意をはらっている。	
		□	□	16. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 6. コンクリート橋工事(PC及びRCを対象)	□	□	1. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、適切なコンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。(※適マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、適マーク取得工場であってもJISA5308以外のレディミクストコンクリートを用いる場合に評価対象とする)	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で改善指示を行った。 ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		□	□	2. コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、気温、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。	
		□	□	3. 圧縮試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。	
		□	□	4. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等が適切に行われている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)	
		□	□	5. 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。	
		□	□	6. 鉄筋の規格・品質が証明書類で確認できる。	
		□	□	7. 鉄筋の加工及び組立が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	8. コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。	
		□	□	9. 溶接・圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。	
		□	□	10. スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。	
		□	□	11. スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。	
		□	□	12. プレビーム桁のプレフレクッション管理が適切に行われている。	
		□	□	13. 装置(機器)のキャリブレーションが実施されている。	
		□	□	14. 緊張及びグラウト管理が適切に実施されている。	
		□	□	15. プレストレッシング時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の7倍以上であることが確認できる。	
		□	□	16. 構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。	
		□	□	17. プレキャストブロックの損傷対策が適切である。(※取卸し時において、ブロック接合面等を十分保護している)	
		□	□	18. プレキャストブロックの接続施工が適切である。	
		□	□	19. クラックが無い。クラックがある場合であっても、それらが進行性又は貫通クラックではなく、発生したクラックに対しては専門業者等の意見に基づき、適切な処置を行っている。	
		□	□	20. 支承及び支承取付構造が、設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	21. 沓座モルタルの材料・施工が適切である。(無収縮モルタルを使用、打設前に座面を湿潤状態にし、また確実に充填されるよう注意している)	
		□	□	22. 伸縮装置の据付は、湿度補正を行って位置を決定している。	
		□	□	23. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 7. 舗装工事(改良系)			【路床・路盤工関係】	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で改善指示を行った。 ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		□	□	1. 施工に伴い、CBR試験、平板載荷試験及び安定処理の配合試験等を実施し、適切な舗装設計の基礎資料収集を行っている。	
		□	□	2. 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。	
		□	□	3. 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。	
		□	□	4. 路床安定処理において、添加材の材質・数量及び混合深さが確認でき、混合むらが無く均一であることが確認できる。	
		□	□	5. 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。	
		□	□	6. 使用材料が分離しておらず、仕上げ面が均一である。	
		□	□	7. 路床、路盤工のプルーフローリングを行い、ローラーマークがないことが確認できる。	
		□	□	8. 路床・路盤工において現場密度や含水比等の管理を行い、適切な品質であることが確認できる。	
		□	□	9. その他　理由:(　　)	
				【アスファルト舗装工関係】	
		□	□	10. 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われ、適切な混合物の規格が確認できる。 (アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く)	
		□	□	11. 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。	
		□	□	12. 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。	
		□	□	13. 舗設後、交通開放を適切に行っている。	
		□	□	14. 舗装の各層の継ぎ目が標準仕様書に定められた数値以上ずらしている。	
		□	□	15. 目地の処理が標準仕様書に定められた通りであることが確認できる。	
		□	□	16. 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業(締め固め等)の配慮が行われている。	
		□	□	17. プライムコート、タックコートが均一に施工され散布量が確認できる写真、資料がある。	
		□	□	18. プライムコート、タックコートが、既設舗装断面及び隣接構造物側面に塗布されていることが確認できる。	
		□	□	19. 初期・二次・仕上げ転圧が適切に行われている。	
		□	□	20. 基準密度等の管理がされており品質の確認ができる。	
		□	□	21. 縦、横断段差処理を適切に行っていることが確認できる。	
		□	□	22. 仮区画線の施工が施工計画書のとおり適切に施工されたことが確認できる。	
		□	□	23. 路面切削において施工計画と施工結果が整合しており、資料で確認できる。	
		□	□	24. 切削後の路面管理が舗設まで適切に管理された。	
		□	□	25. その他　理由:(　　)	
				【コンクリート舗装工関係】	
		□	□	26. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、適切なコンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。(※適マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、適マーク取得工場であってもJISA5308以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合に評価対象とする)	
		□	□	27. 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。	
		□	□	28. コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、気温、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。	
		□	□	29. 圧縮試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。	
		□	□	30. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。	
		□	□	31. 材料が分離しないようコンクリートを敷き均している。	
		□	□	32. チェアー、タイバー等の保管管理が適正であることが確認できる。	
		□	□	33. 目地の設置位置・構造が適正であることが確認できる。	
		□	□	34. その他　理由:(　　)	
				【共通】	
		□	□	35. 区画線、標識、防護柵等交通安全施設の施工管理資料が整備されており、品質の確認ができる。	

土木工事考査別運用表　　［記入方法］該当項目を「■」にする。　　（専任監督員）

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 8. 舗装工事(修繕系)			【路床・路盤工関係】	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で改善指示を行った。 ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		□	□	1. 施工に伴い、CBR試験、平板載荷試験及び安定処理の配合試験等を実施し、適切な舗装設計の基礎資料収集を行っている。	
		□	□	2. 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。	
		□	□	3. 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。	
		□	□	4. 路床安定処理において、添加材の材質・数量及び混合深さが確認でき、混合むらが無く均一であることが確認できる。	
		□	□	5. 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。	
		□	□	6. 使用材料が分離しておらず、仕上げ面が均一である。	
		□	□	7. 路床、路盤工のﾌﾞﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞを行い、ローラーマークがないことが確認できる。	
		□	□	8. 路床・路盤工において現場密度や含水比等の管理を行い、適切な品質であることが確認できる。	
		□	□	9. 路上再生路盤工において、施工時の添加材料の噴出量等が設計どおりであることが資料で確認できる。	
		□	□	10. その他　理由:(　　)	
				【アスファルト舗装工関係】	
		□	□	11. 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われ、適切な混合物の規格が確認できる。 (アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く)	
		□	□	12. 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。	
		□	□	13. 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。	
		□	□	14. 舗設後、交通開放を適切に行っている。	
		□	□	15. 舗装の各層の継ぎ目が標準仕様書に定められた数値以上ずらしている。	
		□	□	16. 目地の処理が標準仕様書に定められた通りであることが確認できる。	
		□	□	17. 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業(締め固め等)の配慮が行われている。	
		□	□	18. プライムコート、タックコートが均一に施工され散布量が確認できる写真、資料がある。	
		□	□	19. プライムコート、タックコートが既設舗装断面及び隣接構造物側面に塗布されていることが確認できる。	
		□	□	20. 初期・二次・仕上げ転圧が適切に行われている。	
		□	□	21. 基準密度等の管理がされており品質の確認ができる。	
		□	□	22. 縦、横断段差処理を適切に行っていることが確認できる。	
		□	□	23. 仮区画線の施工が施工計画書のとおり適切に施工されたことが確認できる。	
		□	□	24. 路面切削において施工計画と施工結果が整合しており、資料で確認できる。	
		□	□	25. 切削後の路面管理が舗設まで適切に管理された。	
		□	□	26. その他　理由:(　　)	
				【共通】	
		□	□	27. 工法の適否や、変更・追加等の有無を確認するために、施工前・中などにおいて現地調査を十分に行っている。	
		□	□	28. 区画線、標識、防護柵等交通安全施設の施工管理資料が整備されており、品質の確認ができる。	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 9. 法面工事			【共通】	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で改善指示を行った。 ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		□	□	1. 施工基面が平滑に仕上げられている。	
		□	□	2. 設計図書に示されている法勾配で適切に施工されている。	
		□	□	3. 施工面の浮石除去・除根等が適切におこなわれている。	
		□	□	4. 吹付け材料が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	5. 吹付け技能工(ﾉｽﾞﾙﾏﾝ・ｶﾞﾝﾏﾝ)の技量が適切であることが確認できる。	
		□	□	6. 法面の変状を常に監視し、施工している。	
				【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】	
		□	□	7. 土壌試験を実施し、施工に反映している。	
		□	□	8. ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。	
		□	□	9. 吹付け厚さが均等である。	
		□	□	10. 吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。	
		□	□	11. 法面端部付近にﾗｳﾝﾃﾞｨﾝｸﾞを行い、法肩・端部に巻き込みを施工している。	
		□	□	12. 基材の配合が適切であることが確認できる。	
		□	□	13. 吹付完了後、保護養生が行われている。(養生材吹付、散水養生等)	
		□	□	14. その他　理由:(　　)	
				【コンクリート、又はモルタル吹付工関係】	
		□	□	15. 金網の重ね幅が10cm以上確保されている。	
		□	□	16. ラス張アンカー鉄筋が、仕様書のとおり施工されていることが確認できる。	
		□	□	17. 吹付け厚さが均等である。	
		□	□	18. 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。	
		□	□	19. 跳ね返り材料が適切に処理されている。	
		□	□	20. 吸水性の吹付け面の場合に、事前に吸水させていることが確認できる。	
		□	□	21. 法面端部付近にラウンディングを行い、法肩・端部に巻き込みを施工している。	
		□	□	22. 水抜管を湧水部や凹部に配慮して設置している。	
		□	□	23. その他　理由:(　　)	
				【打法枠工関係(現場打・プレキャスト・現場吹付等)】	
		□	□	24. アンカーが適切に施工されていることが確認できる。(長さ、定着等)	
		□	□	25. 配筋状況が適切である。	
		□	□	26. 打継ぎ目の施工が適切である。(打継ぎ目は水洗いやセメントペーストにより付着性の向上を図っている。)	
		□	□	27. 現場養生が適切に行われている。	
		□	□	28. 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。	
		□	□	29. アンカーと枠の連結や、枠のかみ合わせが適切である。	
		□	□	30. 枠と法面間の処理が適切で、密着していることが確認できる。	
		□	□	31. 枠内に空隙がないことや、中詰め材が沈下・流出していないことが確認できる。	
		□	□	32. 層間に剥離がないことが確認できる。	
		□	□	33. 跳ね返り材料が適切に処理されている。	
		□	□	34. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 10. 植栽工事	□	□	1. 事前に土質試験等を実施し、改良材の選定、必要量の設定等を行っていることが確認できる。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で改善指示を行った。 ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		□	□	2. 施肥・かん水等、活着管理が適切に行われている。	
		□	□	3. 樹木等に損傷、はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われている。	
		□	□	4. 樹木等の生育に害のあるものは除去されている。	
		□	□	5. 余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。	
		□	□	6. 植栽する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り、植穴底部を耕していることが確認できる。	
		□	□	7. 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されている。	
		□	□	8. 樹木、地被類、つる性植物等には樹幹の割れ、病害虫などがないことが確認できると共に、仕様書に基づいた植え付けが適切になされている。	
		□	□	9. 埋戻土が設計図書に基づいた性状であり、小石・ごみ・雑草・夾雑物を含まない適切なものであることが確認できる。	
		□	□	10. 支柱・添え木をぐらつかないように設置していることが確認できる。	
		□	□	11. 樹木の配置、表裏が適切に配置されていることが確認できる。	
		□	□	12. その他　理由:(　　)	
	11. 建築工事(土木関連)	□	□	1. 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。	
		□	□	2. 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。	
		□	□	3. 機器等(設備等)の機能が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。	
		□	□	4. 躯体の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、建造物の品質が確保されている。	
		□	□	5. 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され良質な施工が伺える。	
		□	□	6. その他　理由:(　　)	
	12. 防護柵(網)工事 13. 標識工事 14. 区画線設置等工事	□	□	1. 防護柵設置要綱、視線誘導標設置要綱、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。	
		□	□	2. 防護柵等の床堀りの仕上り面において、地山の乱れや不陸が生じないよう施工していることが確認できる。	
		□	□	3. 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。	
		□	□	4. 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面への影響が無いよう施工していることが確認できる。	
		□	□	5. 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。	
		□	□	6. 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	7. ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。	
		□	□	8. ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。	
		□	□	9. ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。	
		□	□	10. 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	11. 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。	
		□	□	12. 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。	
		□	□	13. プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。	
		□	□	14. 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	15. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 15. 基礎工事(地盤改良等を含む)			【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等)】	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で改善指示を行った。 ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		□	□	1. 杭等の規格・品質を確認できる資料が整理されている。	
		□	□	2. 杭の運搬・保管状態が適切で、損傷及び補修跡がないことが確認できる。	
		□	□	3. 杭芯位置、水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	4. 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	5. ライナープレートの組み立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。	
		□	□	6. 溶接工の技量が確認でき、溶接作業環境が適切である。	
		□	□	7. 溶接の品質管理に関して、組立・加工精度が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	8. 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入し施工していることが確認できる。	
		□	□	9. 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	10. 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。	
		□	□	11. スライムの除去を確実に行っていることが確認できる。	
		□	□	12. 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。	
		□	□	13. 杭先端処理が適切に行われていることを示す資料が確認できる。	
		□	□	14. 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。	
		□	□	15. 既成杭の打止め管理の方法及び場所打ち杭の施工管理方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。	
		□	□	16. 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。	
		□	□	17. その他　理由:(　　)	
				【地盤改良関係(ｻﾝﾄﾞ・砕石ﾄﾞﾚｰﾝ、ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚﾝ、ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ、ﾛｯﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝ等含む)】	
		□	□	18. 杭芯位置、水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認でき、削孔機械の据付が安定している。	
		□	□	19. 改良材の品質・使用量が管理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	20. 改良材の配合、比重、噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。	
		□	□	21. 事前に土質試験等を実施し、改良材の選定、必要量の設定等を行っていることが確認できる。	
		□	□	22. 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。	
		□	□	23. 施工管理方法が施工計画書等に記載され、整備されている。	
		□	□	24. 施工記録が整理され、適切な施工が確認できる。	
		□	□	25. 改良体の形状寸法が設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	26. 控工の施工上の注意事項(仕様書による)が守られている。	
		□	□	27. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 16. 仮設工事(本設含む)	□	□	1. 使用材料の品質確認資料が整理されている。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で改善指示を行った。 ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・ e 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		□	□	2. 運搬・保管状態が適切で、使用材料にそり・ゆがみ・傷等がない。	
		□	□	3. 組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。	
		□	□	4. 溶接工の技量が確認でき、溶接作業環境が適切である。	
		□	□	5. 継杭・継矢板における溶接の品質管理に関して、組立・加工精度が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	6. 腹起しの設置状況が適切である。(施工にあたり、受け金物、吊りワイヤ等によって支持し、また矢板と十分密着させる。)	
		□	□	7. 控え板・タイロッドの取り付け状況が適切である。	
		□	□	8. 周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した施工方法で実施している。	
		□	□	9. 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。	
		□	□	10. 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。	
		□	□	11. その他　理由:(　　)	
	17. 電線共同溝工事	□	□	1. 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。	
		□	□	2. 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。	
		□	□	3. プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。	
		□	□	4. 特殊部の施工基面の支持力が均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。	
		□	□	5. 特殊部の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。	
		□	□	6. 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	7. 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陵が無く平坦性を確保していることが確認できる。	
		□	□	8. 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	9. 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。	
		□	□	10. その他　理由:(　　)	
	18. 維持工事(清掃工、付属物工、除雪、応急処理等)	□	□	1. 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。	
		□	□	2. 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。	
		□	□	3. 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。	
		□	□	4. 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。	
		□	□	5. その他　理由:(　　)	
		□	□	6. その他　理由:(　　)	
		□	□	7. その他　理由:(　　)	
		□	□	8. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 19. 修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	□	□	1. 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で改善指示を行った。 ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		□	□	2. 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。	
		□	□	3. 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。	
		□	□	4. 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕ｻｲｸﾙ等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。	
		□	□	5. 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。	
		□	□	6. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。	
		□	□	7. 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。	
		□	□	8. その他　理由:(Ex.)	
		□	□	9. その他　理由:(防水プライマーや防水層の設置、舗装まで施工計画書のとおり適切に施工されたことが確認できる。)	
		□	□	10. その他　理由:(防水における端部処理や排水施設の設置を適切に行っていることが確認できる。)	
		□	□	11. その他　理由:(舗装混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。)	
		□	□	12. その他　理由:(舗装の基準密度等の管理がされており品質の確認ができる。)	
		□	□	13. その他　理由:(舗装における工法の適否や、変更・追加等の有無を確認するために、施工前・中などにおいて現地調査を十分に行っている。)	
		□	□	14. その他　理由:(塗装におけるケレンを入念に実施していることが確認できる。)	
		□	□	15. その他　理由:(塗装において天候状況の確認、気温及び湿度の測定をおこない、塗装作業を行っていることが確認できる。)	
		□	□	16. その他　理由:(塗装に塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。)	
		□	□	17. その他　理由:(塗装の溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。)	
		□	□	18. その他　理由:(　　)	
	20. 機械設備工事	□	□	1. 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。	
		□	□	2. 設備の機能及び性能が、設計・承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。	
		□	□	3. 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。	
		□	□	4. 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。	
		□	□	5. 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。	
		□	□	6. 塗装管理基準の品貿管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。	
		□	□	7. 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。	
		□	□	8. 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。	
		□	□	9. 電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。	
		□	□	10. 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。	
		□	□	11. 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。	
		□	□	12. 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。	
		□	□	13. バルブ類の平時の状態を示すﾗﾍﾞﾙなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。	
		□	□	14. 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。	
		□	□	15. 回転部や高温部等の危険箇所に表示または防護をしていることが確認できる。	
		□	□	16. 構造物劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。	
		□	□	17. 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。	
		□	□	18. 設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。	
		□	□	19. 完成図書・取扱説明書を工夫し作成(改造・更新・修繕の場合は修正)していることが確認できる。(※編集手法について評価する)	
		□	□	20. 完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が容易に判別できる。	
		□	□	21. 完成図書・取扱説明書において、単体製品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備している。	
		□	□	22. 完成図書・取扱説明書において、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。	
		□	□	23. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 21. 電気設備工事(照明設備・受変電設備・その他類似工事含む)	□	□	1. 製作着手前に、品質や性能の確保にかかる技術検討が実施していることが確認できる。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で改善指示を行った。 ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・ e 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		□	□	2. 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	3. 溶接・塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥がなく満足している。	
		□	□	4. 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。	
		□	□	5. 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。	
		□	□	6. 設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。	
		□	□	7. 操作スイッチや表示灯が設計図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。	
		□	□	8. ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。	
		□	□	9. 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	10. 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作業が確認できる。	
		□	□	11. 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	12. 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。	
		□	□	13. 完成図書・取扱説明書を工夫し作成(改造・更新・修繕の場合は修正)していることが確認できる。 (※編集手法について評価する)	
		□	□	14. 完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が容易に判別できる。	
		□	□	15. 完成図書・取扱説明書において、単体製品の製造年月日及び製造者が判別でき、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。	
		□	□	16. その他　理由:(　　)	
	22. 通信・弱電・その他類似工事	□	□	1. 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。	
		□	□	2. 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。	
		□	□	3. 溶接・塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥がなく満足している。	
		□	□	4. 材料の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	5. 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績書等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	6. ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。	
		□	□	7. 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。	
		□	□	8. 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。	
		□	□	9. 設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。	
		□	□	10. 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。	
		□	□	11. 完成図書・取扱説明書を工夫し作成(改造・更新・修繕の場合は修正)していることが確認できる。 (※編集手法について評価する)	
		□	□	12. 完成図書・取扱脱明書において、設備の機能並びに操作方法が容易に判別できる。	
		□	□	13. 完成図書・取扱説明書において、単体製品の製造年月日及び製造者が判別でき、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。	
		□	□	14. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 23. 水道工事			【共通】	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で改善指示を行った。 ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・ e 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		□	□	1. 材料の品質規格証明書が整備されている。	
		□	□	2. 使用材料の検収や保管等の管理が適切であり、写真等で明確に確認できる。	
		□	□	3. コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。	
		□	□	4. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。	
		□	□	5. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等が適切に行われている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)	
		□	□	6. 施工基盤面が良好であることが確認できる。	
		□	□	7. 管の接合状態が良好であることが確認できる。	
		□	□	8. 耐震管等の接合管理で全口数について継手チェックシートに記録し写真等で確認できる。	
		□	□	9. 布設後の位置を明らかにする出来形図が作成されている。	
		□	□	10. 管切断及び挿し口加工が適切に行われていることが確認できる。	
		□	□	11. 管内には土砂、ゴミ等が残っていない。	
		□	□	12. 防食措置が適切に施工され、そのことが容易に工事写真から判断できる。	
		□	□	13. 鉄筋の加工及び組立、かぶりが設計図書の仕様を満足していることが確認でき、鉄筋固定方法が適切である。	
		□	□	14. スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	15. 型枠、支保工の取り外しが適切に管理されている。	
		□	□	16. 給水管等取付工が、仕様書に基づき適切に施工されていることが確認できる。	
				【開削工】	
		□	□	17. 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。	
		□	□	18. 埋め戻し材料の品質が確認できる。	
		□	□	19. アスファルト混合物の温度管理が、プラント出荷時、現場到着時、舗設時等で整理、記録されている。	
		□	□	20. 管の吊り込み、据付け等に十分注意を払っていることが確認できる。	
		□	□	21. 埋め戻しの転圧が仕様書どおり施工されている。	
		□	□	22. 掘削時に水替工が適切に実施され、管内が清潔に保たれていることが確認できる。	
		□	□	23. 土留工が適切に実施されていることが確認できる。	
		□	□	24. その他　理由:(　　)	
				【水管橋】	
		□	□	25. 施工計画書に使用資材の品質が記載され、実使用資材と一致することが確認できる。	
		□	□	26. 施工計画書に溶接棒等の品質、施工時の電圧管理方法について記載され、現場施工と一致していることが確認できる。	
		□	□	27. 管材入荷時に水協検査証の提出がある。	
		□	□	28. 管材等、工事現場に入った材料の管理が適切である。	
		□	□	29. 溶接等の作業は有資格者が実施していることが確認できる。	
		□	□	30. 管内外面塗装傷の補修が確実に行われ、検査時に未補修がない。	
		□	□	31. 溶接作業、塗料作業、メカ接合作業等の重要作業については自社管理が実施されている。	
		□	□	32. 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。	
		□	□	33. 現場溶接のレントゲン検査等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	34. その他　理由:(　　)	
				【推進工】	
		□	□	35. 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。	
		□	□	36. 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。	
		□	□	37. 推進作業等がデータで確認できる。	
		□	□	38. 裏込めの注入状況が確認できる。	
		□	□	39. 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。	
		□	□	40. 推進管のクラックや変形がなく、継ぎ手、クラウドホール等からの漏水がない。	
		□	□	41. 挿入管と推進管との離隔、空隙への充填材、施工状況、充填度が適切である。	
		□	□	42. その他　理由:(　　)	
		□	□	【シールド工】	
		□	□	43. セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。	
		□	□	44. 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。	
		□	□	45. 二次コンクリート打設前にあたり、付着物除去のための充分な水洗清掃を行なっていることが確認できる。	
		□	□	46. 常に切羽及び地表面の状態を確認して施工されていることが確認できる。	
		□	□	47. シールド推進作業等がデータで確認できる。	
		□	□	48. 裏込め注入状況がデータで確認できる。	
		□	□	49. 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。	
		□	□	50. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 24. 下水道工事			【共通】	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で改善指示を行った。 ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		□	□	1. マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。	
		□	□	2. 管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。	
		□	□	3. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、適切なコンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。(※適マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、適マーク取得工場であっても,JISA5308以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合に評価対象とする)	
		□	□	4. コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、気温、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。	
		□	□	5. 圧縮試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。	
		□	□	6. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等が適切に行われている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)	
		□	□	7. 施工基盤面が良好であることが確認できる。	
		□	□	8. 管渠の接合状態が良好であることが確認できる。	
				【開削工】	
		□	□	9. 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。	
		□	□	10. 埋め戻し材料の品質が確認できる。	
		□	□	11. アスファルト混合物の温度管理が、プラント出荷時、現場到着時、舗設時等で整理、記録されている。	
		□	□	12. その他　理由:(　　)	
				【推進工】	
		□	□	13. 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。	
		□	□	14. 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。	
		□	□	15. 推進作業等がデータで確認できる。	
		□	□	16. 裏込めの注入状況が確認できる。	
		□	□	17. 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。	
		□	□	18. その他　理由:(　　)	
				【シールド工】	
		□	□	19. セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。	
		□	□	20. 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。	
		□	□	21. 二次コンクリート打設前にあたり、付着物除去の為の充分な水洗清掃を行っていることが確認できる。	
		□	□	22. 常に切羽及び地表面の状態を確認して施工されていることが確認できる。	
		□	□	23. シールド推進作業等がデータで確認できる。	
		□	□	24. 裏込め注入状況がデータで確認できる。	
		□	□	25. 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。	
		□	□	26. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 25. 管更生工事			【共通】	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で改善指示を行った。 ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。
		□	□	1. 更生部材の規格・品質が製造証明書等で確認できる。	
		□	□	2. 材料の運搬・搬入時および現場内保管、取扱い時において適正な材料管理がされていることを写真にて確認できる。	
		□	□	3. 既設管きょ調査の結果、前処理の必要がある場合には、更生工事に支障がないように切断、除去、止水等により処理したことを写真にて確認できる。	
		□	□	4. 管口仕上げ、取付管穿孔が良好で下水の流下に支障が無いことが、写真にて確認できる。	
		□	□	5. 専門技術者が現場に常駐している。	
				【反転・形成工】	
		□	□	6. 更生管材の引込速度が適切であり書類で確認できる。	
		□	□	7. 更生管材に下水の流下に支障を及ぼすようなきず、ねじれ、しわ等が無いことを写真などで確認できる。	
		□	□	8. 管更生工事時の温度・圧力・電源管理が適切であり、書類で確認できる。	
		□	□	9. 管更生工事時に更生管材の試験片を採取し、強度等が確認でき、設計値を満たしている。	
		□	□	10. その他　理由:(　　)	
				【製管工】	
		□	□	11. 充てん材の規格・品質がミルシート(品質証明書等)で確認できる。	
		□	□	12. 更生管の変形、更生管浮上による縦横勾配の不陸等の欠陥や異常個所がないことが、写真などで確認できる。	
		□	□	13. 充てん材を現場配合する場合は、配合比を管理しデータシートなどに記録されている。	
		□	□	14. 充てん材注入日毎に必要な試験(フロー試験等)を行い、充てん材の性状の確認を行い、記録されている。	
		□	□	15. 充てん材を圧力注入する場合は、注入中の圧力を圧力計等により計測し、記録されている。	
		□	□	16. 充てん材注入量については、連続的に注入量と時間を計測し、記録されている。	
		□	□	17. 計画注入量と実際の注入量の対比、充てん後の打音検査等により充てん材の完全充てんを、書類にて確認できる。	
		□	□	18. 充てん材注入日毎(800mm未満は100m毎に1回)に、供試体 を作成し、強度が確認でき、設計値を満たしている。	
		□	□	19. 既設管と更生管の隙間に流入する下水をできるだけ少なくする措置が講じられていることが、書類にて確認できる。	
		□	□	20. 管更生工事時に表面部材の試験片を採取し、強度等が確認でき設計値を満たしている。	
		□	□	21. その他　理由:(　　)	
				【マンホール更生工】	
		□	□	22. モールド、充てん材等の規格・品質がミルシート(品質証明書等)で、確認できる。	
		□	□	23. 被覆にしわ、むら、はがれ、われ等が無いことを写真などで確認できる。	
		□	□	24. 充てん材を現場配合する場合は、配合比を管理し、データシートなどに記録されている。	
		□	□	25. 充てん材を圧力注入する場合は、注入中の圧力を圧力計等により計測し、記録されている。	
		□	□	26. 計画注入量と実際の注入量の対比、充てん後の打音検査等により充てん材の完全充てんを書類にて確認できる。	
		□	□	27. その他　理由:(　　)	
	26. 上記以外の工事又は合併工事	□	□	1. その他　理由:(　　)	
		□	□	2. その他　理由:(　　)	
		□	□	3. その他　理由:(　　)	
		□	□	4. その他　理由:(　　)	
		□	□	5. その他　理由:(　　)	
				主たる工種の考査事項で考査し、最大考査項目は5項目とする。	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	評価	評価点数	評価細目	評価基準
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫			【施工】	加点合計:　0　点 評点:　0　点
		□	1	1. 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。	
		□	1	2. コンクリートニ次製品などの代替材の利用に関する工夫。	
		□	1	3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。	
		□	1	4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。	
		□	1	5. 設備工事における加工や組立等又は、電気工事における配線や配管等に関する工夫。	
		□	1	6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。	【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載
		□	1	7. 照明などの視界の確保に関する工夫。	
		□	1	8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。	
		□	1	9. 運搬車両、施工機械等に関する工夫。	
		□	1	10. 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。	
		□	1	11. 盛土の締固度、杭の施工高さの管理に関する工夫。	
		□	1	12. 施工計画書の作成、写真管理等に関する工夫。	
		□	1	13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。	
		□	1	14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用関する工夫。	
		□	2	15. ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事。	
		□	1	16. 特殊な工法や材料を用いた工事。	※1.特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。但し評価については検査員との合議とする。 又、設計積算中に含まれると判断される施工・品質管理、安全対策を超えた工夫に対し、その工夫の効果が認められるものに限り評価する。 ※2.評価は各項目において1,2点で評価し最大7点の評価とする。 ※3.該当する数と重みを勘案して評価し課点数を入力すること。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。 ※4.上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、「その他」に具体的に記載して加点する。 「工事特性」との二重評価は行わない。
		□	1	17. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。	
				【新技術活用】(活用技術の内容により1～2点とする。)	
		□	1	18. 請負者からのNETIS登録技術の活用。	
				【品質】	
		□	1	19. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。	
		□	1	20. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。	
		□	1	21. 鉄筋、PCケーブル、コンクリートニ次製品の使用材料に関する工夫。	
		□	1	22. 配筋、溶接作業等に関する工夫。	
				【安全衛生】	
		□	2	23. 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。	
		□	1	24. 安全を確保するための仮設備などに関する工夫。(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)	
		□	1	25. 安全教育、技術向上委員会、安全パトロールに関する工夫。	
		□	1	26. 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。	
		□	1	27. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。	
		□	1	28. 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。	
		□	1	29. 厳しい作業環境の改善に関する工夫。	
		□	1	30. 環境保全に関する工夫。	
				【その他】	
		□	1(最大3)	31. 建設キャリアアップシステムの活用(最大3点)	

評価項目①を達成した場合は、1点、評価項目すべてを達成した場合は、3点の加点

評価項目	判断基準
①事業者登録	元請のみ(下請の登録は求めない)
②CCUS活用の申し出	工事着手迄に工事打合せ簿により提出
③技能者登録	1名以上
④現場登録(管理者ID(現場管理者)登録)	当該現場の登録
⑤現場へのカードリーダー設置	利用状況が確認できること(利用回数は問わない)

※事業者登録済、技能者登録済の場合も、基準を満たしているものとする。

		□	1	32. その他　理由:(　　)
		□	1	33. その他　理由:(　　)
		□	1	34. その他　理由:(　　)
		□	1	35. その他　理由:(　　)
		□	1	36. その他　理由:(　　)
		□	1	37. その他　理由:(　　)

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　（主任監督員）

考査項目	細別	評価項目	評価細目	評価基準
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	□	1. 隣接する他の工事などとの積極的な工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	評価項目数が5項目以上…… a 評価項目数が3項目以上…… b 評価項目数が2項目以上…… c
		□	2. 地元及び関係機関との調整に取組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。	
		□	3. 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。	
		□	4. 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。	
		□	5. 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。	
		□	6. 工事施行箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。	
		□	7. 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。	
		□	8. 履行報告が適切に行われている。	
		□	9. その他　理由:(　　)	
		□	d. 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	左記該当……d
		□	e. 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	左記該当……e
	Ⅲ. 安全対策	□	1. 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。	評価項目数が4項目以上…… a 評価項目数が2項目以上…… b 評価項目数が1項目以上…… c
		□	2. 安全衛生を確保するための管理体制を整備し組織的に取り組んだ。	
		□	3. 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。	
		□	4. 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。	
		□	5. 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。	
		□	6. 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。	
		□	7. その他　理由:(　　)	
		□	d. 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った	左記該当……d
		□	e. 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	左記該当……e

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(主任監督員)

考査項目	細別	評価項目	工事特性キーワード一覧	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応	□ □ □	Ⅰ.構造物の特殊性への対応 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施行条件が特に変化する工事 3. その他　理由:(　　)	(1.について) ・切土、盛土、掘削土量5万㎥以上又は切土高(直高)20m以上　盛土高(直高) 10m以上 ・護岸高(直高)5m以上　・築堤高(堤内地地盤高から計画堤防高の差) 5m以上 ・浚渫工(港湾)20万㎥以上・樋門、樋管15㎡以上 ・揚排水機場 1500mm以上 ・堰、水門、最大径間長20m以上又は径間数2系間以上 ・トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)径10m以上 ・海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤 水深5m以上 ・地滑り防止工 ・流路工50㎥/s以上 ・砂防ダム10m以上　・治水ダム(転流工を含む)30m以上 ・砂防ダム10m以上　・治水ダム(転流工を含む)30m以上 ・橋梁下部工高さ15m以上 ・橋梁上部工 最大支間長80m以上 ・土留工、締切工(直高)5m以上 ・下水道管渠(推進工)400m以上/ｽﾊﾟﾝ　・下水道管渠(シールド) ・下水道中継ポンプ場(暫定ポンプ場、マンホール形式ポンプ場は除く) ・下水道処理場(場内ポンプ場、沈砂池、水処理施設及びこれらと同規模工事) (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事
		□ □ □ □ □ □ □	Ⅱ.都市部等の作業環境、社会条件等への対応 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程に大きな影響を受ける工事 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 8. 緊急時に対応が必要な工事 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 10. その他　理由:(　　)	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事 (6.について) ・市街地での夜間工事　・DID地区での工事 (7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側通行の交通規制をした工事 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行う為規制標識の設置撤去を日々行った工事 (8.について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事 (9.ついて) ・作業現場が広範囲に分布している工事 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要な工事
		□ □ □ □ □	Ⅲ.厳しい自然・地盤条件への対応 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 15. その他　理由:(　　)	(11.について) ・河川内の橋脚工事において、地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 ・施工不能日が多いことから、施工機械の稼動率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼動日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事 (13.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く) ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策の安全対策を必要とした工事 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14.について) ・貴重な動植物に対する配慮のため、工種や施工方法に制約を受けた工事 (15.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事
		□ □	Ⅳ.長期工事における安全確保への対応 16. 12ヶ月を超える工事で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)但し、文書注意に至らない事故は除く。 17. その他　理由:(　　)	
	評定		加点合計:　0　点 評　点:　0　点	【工事特性のキーワードの詳細記入】

[記入方法]該当する項目の加点数を選択すること
※1.工事特性は、最大20点の評価とする。
※2.専任監督員が評価する「5.創意工夫」との二重評価は行わない。
※3.評価に当たっては、専任監督員等の意見も参考にし、検査員との合議の上評価する。
※4.1項目1点を目安とする。

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(主任監督員)

考査項目	細別	評価項目	評価細目	評価基準
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献度	□	1. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。	評価項目数が5項目以上…… a 評価項目数が4項目以上…… a' 評価項目数が3項目以上…… b 評価項目数が2項目以上…… b' 評価項目数が1項目以下…… c
		□	2. 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。	
		□	3. 地域生活に密着したゴミ拾い(自治会等による清掃活動)、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、 地域に貢献した。	
		□	4. 地域が主催するイベント(前記3を除く)へ積極的に参加し、地域とのコミニュケーションを図った。	
		□	5. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政による救援活動に積極的に協力を行った。	
		□	6. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。(前記対象項目以外のものがあれば評価対象とする。)	
		□	7. その他　理由:(　　)(完全週休2日制対象項目※令和8年4月1日以降契約工事については評価しない。) ※請負者からの提出を受け評定を行う。 ※実施した項目が、地域貢献として認められたものを評価する。	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(主任監督員)

考査項目	評価項目	法令遵守等の該当項目一覧		
7. 法令遵守等	□	1. 指名停止3ヶ月以上。	−20	点
	□	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満。	−15	点
	□	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満。	−13	点
	□	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満。	−10	点
	□	5. 文章注意。	−8	点
	□	6. 口頭注意。	−5	点
	□	7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合。 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない)	−3	点
	□	8. 総合落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった	−10	点
	□	9. その他　理由:(　　)	−3	点
	□	10. 週休2日制工事において受注者が、明らかに取り組む姿勢が見られなかった。	−2	点
	■	11. 該当項目無し。	0	点

履行　:総合評価時の提案どおりに実施された。
不履行:　〃　の提案が不履行であった。
対象外:　〃　の提案が対象外

① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、当該工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上記の措置があった場合に適用する。
② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所)を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。
④ 総合落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. の項目で減ずる措置を行う。(−10点)
⑤ 2以上の項目に該当する場合、該当する項目の点数を合算して計上する。また、1つの項目に2回以上重複して該当する場合は、該当する項目の点数に回数を乗じて計上する。

【上記で評価する場合の適用事例】(該当事項有の場合、いずれかに「■」を記入すること。)
□ 1.入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。
□ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行なった。
□ 3.労働者の宿舎環境等について労働基準法違反があり、送検等された。
□ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
□ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。
□ 6.建設業法に違反する事実が判明した。 Ex)一括下請、技術者の専任違反等
□ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
□ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
□ 9.監督又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。或いは、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
□ 10.下請負代金遅延防.
□ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等をされた。
□ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」或いは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
□ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。或いは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
□ 14.請負企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。
□ 15.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
□ 16.引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。
□ 17.低入コスト調査で虚偽の報告があった。
□ 18.請負者の責により工期内に工事を完成できなかった。
□ 19.請負者が契約約款第7条の2第1項及び第2項の規定に違反した。
□ 20.その他

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	□	□	1. 契約約款第19条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	2. 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	3. 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。	
		□	□	4. 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。	
		□	□	5. 施工体制台帳及び施工体系図を、法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。	
		□	□	6. 作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。	
		□	□	7. 施工計画書と現場の施工体制が一致している。	
		□	□	8. 工事材料の品質に影響が無いよう、工事材料を保管していることが確認できる。	
		□	□	9. 工場検査、機器承諾図等の提出が適切な時期に行われている。	
		□	□	10. 品質証明体制が確立され、関係書類、出来形、品質管理を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 (※品質証明員の任命,品質マネジメントシステムの導入などによる)	
		□	□	11. 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。	
		□	□	12. 品質管理図表及び度数表が作成され、適切である。(※測定数15点以上の時に評価対象とする)	
		□	□	13. 使用材料等の品質保証書等または工事記録写真等の整理に工夫がみられる。	
		□	□	14. 段階確認、施工状況把握に係わる報告が適切な時期に行われている。	
		□	□	15. 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。	
		□	□	16. 工事記録の整備が適時、的確になされている。	
		□	□	17. 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。	
		□	□	18. 建設副産物の再利用等へ取り組みを行っていることが確認できる。	
		□	□	19. 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。	
		□	□	20. 掛金充当実績総括表を作成していることが確認できる。	
		□	□	21. その他　理由:(　　)	
			□	d. 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	e. 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・e

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅰ. 出来形 1. 一般土木工事				評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	1. 築造物の機能、性能が設計図書・仕様書の定めた事項を満足している。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c
		□	□	2. 出来形成果表(出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表)が出来形管理基準により作成され適切であることが確認できる。	評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90～95%未満・・・・・ a’
		□	□	3. 出来形図が出来形管理基準により作成され、適切であることが確認できる。	評価値が85～90%未満・・・・・ b
		□	□	4. 出来形管理図表が作成され、適切であることが確認できる。(※測定数が15点以上の場合に評価対象項目とする。)	評価値が80～85%未満・・・・・ b’ 評価値が80～60%未満・・・・・ c
		□	□	5. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。	評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	6. 写真管理基準の管理項目を満足している。	
		□	□	7. 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。(※施工計画書にて社内管理基準が明記されている)	
		□	□	8. 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。	
		□	□	9. その他　理由:(　　)	
			□	d. 出来形の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で指示を行い改善された。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	d. 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	
			□	e. 出来形の測定方法又は測定値が不適切であった為、検査員が修補指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・e
	2. 機械設備工事	□	□	1. 据付に関する出来形管理が容易にできるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	2. 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c
		□	□	3. 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。	評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90～95%未満・・・・・ a’
		□	□	4. 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。	評価値が85～90%未満・・・・・ b 評価値が80～85%未満・・・・・ b’
		□	□	5. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。	評価値が80～60%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	6. 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。	
		□	□	7. 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。	
		□	□	8. 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。(※施工計画書にて社内管理基準が明記されている。)	
		□	□	9. 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。	
		□	□	10. 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。	
		□	□	11. その他　理由:(　　)	
			□	d. 出来形の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で指示を行い改善された。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	d. 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	
			□	e. 出来形の測定方法又は測定値が不適切であった為、検査員が修補指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・e

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅰ. 出来形 3. 電気設備工事通信・弱電・その他類似工事				評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	1. 据付に関する出来形管理が容易にできるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c
		□	□	2. 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。	評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a
		□	□	3. 写真管理基準の管理項目を満足している。	評価値が90～95%未満・・・・・ a'
		□	□	4. 不可視部分の出来形が写真で確認できる。	評価値が85～90%未満・・・・・ b
		□	□	5. 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。	評価値が80～85%未満・・・・・ b'
		□	□	6. 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。	評価値が80～60%未満・・・・・ c
		□	□	7. 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図のとおり施工していることが確認できる。	評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	8. 配管及び配線が設計図書又は承諾図のとおり敷設していることが確認できる。	
		□	□	9. 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けてある。	
		□	□	10. 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	11. 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。(※施工計画書にて社内管理基準が明記されている。)	
		□	□	12. 測定機器のキャリブレーションを定期的に実施している。	
		□	□	13. その他　理由:(　　)	
			□	d. 出来形の測定方法又は測定値が不適切であった為、監督員が文書で指示を行い改善された。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	d. 検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。	
			□	e. 出来形の測定方法又は測定値が不適切であった為、検査員が修補指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・e

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 1. コンクリート構造物工事				評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	1. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。(※適マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、適マーク取得工場であってもJISA5308以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合に評価対象とする)	対象項目が2項目以下・・・・・・ c
					評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a
		□	□	2. コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、気温、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。	評価値が90～95%未満・・・・・ a'
					評価値が85～90%未満・・・・・ b
		□	□	3. 圧縮試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。	評価値が80～85%未満・・・・・ b'
					評価値が80～60%未満・・・・・ c
		□	□	4. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等が適切に行われている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)	評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	5. 型枠・支保材が十分な強度と安全性を持っており、締め付け確認や剥離剤の塗布などが行われ、打設中の管理が適切である。	下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い、改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。
		□	□	6. コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。	
		□	□	7. コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。	
		□	□	8. 鉄筋の規格・品質が、証明書類で確認できる。	
		□	□	9. コンクリート打設までにどろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。	下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□	□	10. 鉄筋の加工及び組立、かぶりが設計図書の仕様を満足していることが確認でき、鉄筋固定方法が適切である。(※鉄筋交差部が強固に結束され、結束線がかぶりに入らないように内側に折り込まれているか等)	
		□	□	11. 溶接・圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。	
		□	□	12. コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足し、気候等に応じ適切に行われていることが確認できる。(日数、方法等)	
		□	□	13. スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	14. セパレータ部の処理が適切に実施されている。	
		□	□	15. 有害なクラックが無い。クラックがある場合であっても、それらが進行性又は貫通クラックではなく、発生したクラックに対しては専門業者等の意見に基づき、適切な処置を行っている。	
		□	□	16. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 2. 二次製品構造物工事			【共通】	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90～95%未満・・・・・ a' 評価値が85～90%未満・・・・・ b 評価値が80～85%未満・・・・・ b' 評価値が80～60%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い、改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□	□	1. 仕様書に定められている品質管理が実施されている。	
		□	□	2. 材料の品質規格証明書が整備されている。	
		□	□	3. JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。	
		□	□	4. 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。	
		□	□	5. 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。	
		□	□	6. 土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。	
		□	□	7. 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。	
		□	□	8. 敷モルタルが適切に施工されている。	
				【擁壁類(補強土擁壁は除く)】	
		□	□	9. 胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。	
		□	□	10. 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。	
		□	□	11. 材料の接続または、かみ合わせが適切でズレがなく、接続部からの土砂流出防止がなされている。	
		□	□	12. 端部における地山とのすりつけが適切である。	
		□	□	13. 丁張りを2重3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のために細心の注意をはらっている。	
		□	□	14. コンクリート擁壁工の施工にあたり、コンクリートの配合、練り混ぜ、打ち込み、締め固め及び養生が適切に行われている。	
		□	□	15. その他　理由:(　　)	
				【用排水路・その他】	
		□	□	16. 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。	
		□	□	17. 不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。	
		□	□	18. 呑口、吐口、集水桝等の取付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。	
		□	□	19. 施設の流末は浸食、滞留が生じないよう処理されている。	
		□	□	20. 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や縦目地からの漏水も見られない。	
		□	□	21. 継目部の目地モルタル・パッキン等が適切に施工されている。	
		□	□	22. 製品の継目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。	
		□	□	23. その他　理由:(　　)	
				【遊具当施設関係(遊具、健康器具、ベンチ、四阿等)】	
		□	□	24. 設計図書に基づき現場確認を行い、周辺も含めた利用動線に配慮し配置を決定している。	
		□	□	25. 部材の組立て及び建込みにおいて、組立手順書を基に安全性を重視して施工されている。	
		□	□	26. 部材固定に使用するボルト、ナット類は、緩みがないよう十分締め付けられている。	
		□	□	27. 支柱等の重要部材地際部において、有効な防食措置や必要な土被り厚を確保していることが確認できる。	
		□	□	28. 施設毎に設定された安全領域を確保していることが写真で確認でき、領域内の障害物等が除去されている。また、落下対策を施した場合は、設置面の衝撃吸収性能を評価し、測定値が基準を満足している。	
		□	□	29. 組立完了後において、安全に関する基準への適合検査を実施している記録がある。	
		□	□	30. 施設の施工に際し、修景要素に配慮している。	
		□	□	31. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 3. 鋼橋工事(RC床版工事はｺﾝｸﾘｰﾄ構造物に準ずる)			【工場製作関係】	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90～95%未満・・・・・ a' 評価値が85～90%未満・・・・・ b 評価値が80～85%未満・・・・・ b' 評価値が80～60%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い、改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□	□	1. 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。	
		□	□	2. 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。	
		□	□	3. 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	4. 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。	
		□	□	5. 孔開けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。	
		□	□	6. 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。	
		□	□	7. 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。	
		□	□	8. 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。	
		□	□	9. 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。	
		□	□	10. 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。	
		□	□	11. 検査路、落橋防止装置、配水管等付属物のめっき・防食・塗装が適切であることが確認できる。	
		□	□	12. その他　理由:(　　)	
				【架設関係】	
		□	□	13. クレーン、ベントなどの設置位置における地盤支持力を確認している。	
		□	□	14. ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。	
		□	□	15. ボルトの締付機及び測定機器のｷｬﾘﾌﾞﾚｰｼｮﾝを実施していることが確認できる。	
		□	□	16. 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。	
		□	□	17. 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。	
		□	□	18. ボルトのセットを適切に管理・保管しており、出荷時の品質が施工時まで保たれていることが確認できる。	
		□	□	19. 支承及び支承取付構造が、設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	20. 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。	
		□	□	21. 沓座モルタルの材料・施工が適切である。(無収縮モルタルを使用、打設前に座面を湿潤状態にし、また確実に充填されるよう注意している)	
		□	□	22. 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。	
		□	□	23. 架設に用いる仮設備及び架設用機械について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。 (※架設計画書等による確認)	
		□	□	24. 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。	
		□	□	25. 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。	
		□	□	26. 伸縮装置の据付は、温度補正を行って位置を決定している。	
		□	□	27. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 4. 塗装工事			【工場製作関係】	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90～95%未満・・・・・ a' 評価値が85～90%未満・・・・・ b 評価値が80～85%未満・・・・・ b' 評価値が80～60%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い、改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□	□	1. 塗装作業にあたり塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。	
		□	□	2. ケレンを入念に実施していることが確認できる。	
		□	□	3. 天候状況の確認、気温及び湿度の測定をおこない、塗装作業を行っていることが確認できる。	
		□	□	4. 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。	
		□	□	5. 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油膜等を除去し塗装を行なっていることが確認できる。	
		□	□	6. 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。	
		□	□	7. 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。	
		□	□	8. 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。	
		□	□	9. 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。	
		□	□	10. その他　理由:(　　)	
	5. 護岸・根固・水制工事	□	□	1. 施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。	
		□	□	2. 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。	
		□	□	3. 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。	
		□	□	4. 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	5. 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び、水密性を確保していることが確認できる。	
		□	□	6. 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	7. 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	8. 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	9. 使用材料の品質が証明書類で確認できる。	
		□	□	10. 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。	
		□	□	11. コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。	
		□	□	12. 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水は、排除して施工していることが確認できる。	
		□	□	13. 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	14. クラックが無い。クラックがある揚合であっても、それらが進行性又は貫通クラックではなく、発生したクラックに対しては専門業者等の意見に基づき、適切な処置を行っている。	
		□	□	15. 丁張りを2重3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のために細心の注意をはらっている。	
		□	□	16. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 6. コンクリート橋工事(PC及びRCを対象)	□	□	1. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、適切なコンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。(※適マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、適マーク取得工場であってもJISA5308以外のレディミクストコンクリートを用いる場合に評価対象とする)	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90～95%未満・・・・・ a' 評価値が85～90%未満・・・・・ b 評価値が80～85%未満・・・・・ b' 評価値が80～60%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い、改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□	□	2. コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、気温、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。	
		□	□	3. 圧縮試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。	
		□	□	4. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等が適切に行われている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)	
		□	□	5. 型枠、支保工の取り外し時のコンクリート強度が適正に管理されている。	
		□	□	6. 鉄筋の規格・品質が証明書類で確認できる。	
		□	□	7. 鉄筋の加工及び組立が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	8. コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。	
		□	□	9. 溶接・圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。	
		□	□	10. スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。	
		□	□	11. スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。	
		□	□	12. プレビーム桁のプレフレクッション管理が適切に行われている。	
		□	□	13. 装置(機器)のキャリブレーションが実施されている。	
		□	□	14. 緊張及びグラウト管理が適切に実施されている。	
		□	□	15. プレストレッシング時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の7倍以上であることが確認できる。	
		□	□	16. 構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。	
		□	□	17. プレキャストブロックの損傷対策が適切である。(※取卸し時において、ブロック接合面等を十分保護している)	
		□	□	18. プレキャストブロックの接続施工が適切である。	
		□	□	19. クラックが無い。クラックがある場合であっても、それらが進行性又は貫通クラックではなく、発生したクラックに対しては専門業者等の意見に基づき、適切な処置を行っている。	
		□	□	20. 支承及び支承取付構造が、設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	21. 沓座モルタルの材料・施工が適切である。(無収縮モルタルを使用、打設前に座面を湿潤状態にし、また確実に充填されるよう注意している)	
		□	□	22. 伸縮装置の据付は、湿度補正を行って位置を決定している。	
		□	□	23. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 7. 舗装工事(改良系)			【路床・路盤工関係】	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90～95%未満・・・・・ a' 評価値が85～90%未満・・・・・ b 評価値が80～85%未満・・・・・ b' 評価値が80～60%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い、改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□	□	1. 施工に伴い、CBR試験、平板載荷試験及び安定処理の配合試験等を実施し、適切な舗装設計の基礎資料収集を行っている。	
		□	□	2. 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。	
		□	□	3. 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。	
		□	□	4. 路床安定処理において、添加材の材質・数量及び混合深さが確認でき、混合むらが無く均一であることが確認できる。	
		□	□	5. 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。	
		□	□	6. 使用材料が分離しておらず、仕上げ面が均一である。	
		□	□	7. 路床、路盤工のプルーフローリングを行い、ローラーマークがないことが確認できる。	
		□	□	8. 路床・路盤工において現場密度や含水比等の管理を行い、適切な品質であることが確認できる。	
		□	□	9. その他　理由:(　　)	
				【アスファルト舗装工関係】	
		□	□	10. 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われ、適切な混合物の規格が確認できる。 (アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く)	
		□	□	11. 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。	
		□	□	12. 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。	
		□	□	13. 舗設後、交通開放を適切に行っている。	
		□	□	14. 舗装の各層の継ぎ目が標準仕様書に定められた数値以上ずらしている。	
		□	□	15. 目地の処理が標準仕様書に定められた通りであることが確認できる。	
		□	□	16. 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業(締め固め等)の配慮が行われている。	
		□	□	17. プライムコート、タックコートが均一に施工され散布量が確認できる写真、資料がある。	
		□	□	18. プライムコート、タックコートが、既設舗装断面及び隣接構造物側面に塗布されていることが確認できる。	
		□	□	19. 初期・二次・仕上げ転圧が適切に行われている。	
		□	□	20. 基準密度等の管理がされており品質の確認ができる。	
		□	□	21. 縦、横断段差処理を適切に行っていることが確認できる。	
		□	□	22. 仮区画線の施工が施工計画書のとおり適切に施工されたことが確認できる。	
		□	□	23. 路面切削において施工計画と施工結果が整合しており、資料で確認できる。	
		□	□	24. 切削後の路面管理が舗設まで適切に管理された。	
		□	□	25. その他　理由:(　　)	
				【コンクリート舗装工関係】	
		□	□	26. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。(※適マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、適マーク取得工場であっても、JISA5308以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合に評価対象とする)	
		□	□	27. 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。	
		□	□	28. コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、気温、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。	
		□	□	29. 圧縮試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。	
		□	□	30. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。	
		□	□	31. 材料が分離しないようコンクリートを敷き均している。	
		□	□	32. チェアー、タイバー等の保管管理が適正であることが確認できる。	
		□	□	33. 目地の設置位置・構造が適正であることが確認できる。	
		□	□	34. その他　理由:(　　)	
				【共通】	
		□	□	35. 区画線、標識、防護柵等交通安全施設の施工管理資料が整備されており、品質の確認ができる。	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 8. 舗装工事(修繕系)			【路床・路盤工関係】	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90～95%未満・・・・・ a' 評価値が85～90%未満・・・・・ b 評価値が80～85%未満・・・・・ b' 評価値が80～60%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い、改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□	□	1. 施工に伴い、CBR試験、平板載荷試験及び安定処理の配合試験等を実施し、適切な舗装設計の基礎資料収集を行っている。	
		□	□	2. 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。	
		□	□	3. 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。	
		□	□	4. 路床安定処理において、添加材の材質・数量及び混合深さが確認でき、混合むらが無く均一であることが確認できる。	
		□	□	5. 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。	
		□	□	6. 使用材料が分離しておらず、仕上げ面が均一である。	
		□	□	7. 路床、路盤工のﾌﾞﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞを行い、ローラーマークがないことが確認できる。	
		□	□	8. 路床・路盤工において現場密度や含水比等の管理を行い、適切な品質であることが確認できる。	
		□	□	9. 路上再生路盤工において、施工時の添加材料の噴出量等が設計どおりであることが資料で確認できる。	
		□	□	10. その他　理由:(　　)	
				【アスファルト舗装工関係】	
		□	□	11. 設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われ、適切な混合物の規格が確認できる。 (アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く)	
		□	□	12. 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮石などの有害物を除去していることが確認できる。	
		□	□	13. 混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。	
		□	□	14. 舗設後、交通開放を適切に行っている。	
		□	□	15. 舗装の各層の継ぎ目が標準仕様書に定められた数値以上ずらしている。	
		□	□	16. 目地の処理が標準仕様書に定められた通りであることが確認できる。	
		□	□	17. 気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業(締め固め等)の配慮が行われている。	
		□	□	18. プライムコート、タックコートが均一に施工され散布量が確認できる写真、資料がある。	
		□	□	19. プライムコート、タックコートが既設舗装断面及び隣接構造物側面に塗布されていることが確認できる。	
		□	□	20. 初期・二次・仕上げ転圧が適切に行われている。	
		□	□	21. 基準密度等の管理がされており品質の確認ができる。	
		□	□	22. 縦、横断段差処理を適切に行っていることが確認できる。	
		□	□	23. 仮区画線の施工が施工計画書のとおり適切に施工されたことが確認できる。	
		□	□	24. 路面切削において施工計画と施工結果が整合しており、資料で確認できる。	
		□	□	25. 切削後の路面管理が舗設まで適切に管理された。	
		□	□	26. その他　理由:(　　)	
				【共通】	
		□	□	27. 工法の適否や、変更・追加等の有無を確認するために、施工前・中などにおいて現地調査を十分に行っている。	
		□	□	28. 区画線、標識、防護柵等交通安全施設の施工管理資料が整備されており、品質の確認ができる。	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 9. 法面工事			【共通】	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90～95%未満・・・・・ a' 評価値が85～90%未満・・・・・ b 評価値が80～85%未満・・・・・ b' 評価値が80～60%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い、改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□	□	1. 施工基面が平滑に仕上げられている。	
		□	□	2. 設計図書に示されている法勾配で適切に施工されている。	
		□	□	3. 施工面の浮石除去・除根等が適切におこなわれている。	
		□	□	4. 吹付け材料が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	5. 吹付け技能工(ﾉｽﾞﾙﾏﾝ・ｶﾞﾝﾏﾝ)の技量が適切であることが確認できる。	
		□	□	6. 法面の変状を常に監視し、施工している。	
				【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】	
		□	□	7. 土壌試験を実施し、施工に反映している。	
		□	□	8. ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。	
		□	□	9. 吹付け厚さが均等である。	
		□	□	10. 吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っているのが確認できる。	
		□	□	11. 法面端部付近にﾗｳﾝﾃﾞｨﾝｸﾞを行い、法肩・端部に巻き込みを施工している。	
		□	□	12. 基材の配合が適切であることが確認できる。	
		□	□	13. 吹付完了後、保護養生が行われている。(養生材吹付、散水養生等)	
		□	□	14. その他　理由:(　　)	
				【コンクリート、又はモルタル吹付工関係】	
		□	□	15. 金網の重ね幅が10cm以上確保されている。	
		□	□	16. ラス張アンカー鉄筋が、仕様書のとおり施工されていることが確認できる。	
		□	□	17. 吹付け厚さが均等である。	
		□	□	18. 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。	
		□	□	19. 跳ね返り材料が適切に処理されている。	
		□	□	20. 吸水性の吹付け面の場合に、事前に吸水させていることが確認できる。	
		□	□	21. 法面端部付近にラウンディングを行い、法肩・端部に巻き込みを施工している。	
		□	□	22. 水抜管を湧水部や凹部に配慮して設置している。	
		□	□	23. その他　理由:(　　)	
				【打法枠工関係(現場打・プレキャスト・現場吹付等)】	
		□	□	24. アンカーが適切に施工されていることが確認できる。(長さ、定着等)	
		□	□	25. 配筋状況が適切である。	
		□	□	26. 打継ぎ目の施工が適切である。(打継ぎ目は水洗いやセメントペーストにより付着性の向上を図っている。)	
		□	□	27. 現場養生が適切に行われている。	
		□	□	28. 供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。	
		□	□	29. アンカーと枠の連結や、枠のかみ合わせが適切である。	
		□	□	30. 枠と法面間の処理が適切で、密着していることが確認できる。	
		□	□	31. 枠内に空隙がないことや、中詰め材が沈下・流出していないことが確認できる。	
		□	□	32. 層間に剥離がないことが確認できる。	
		□	□	33. 跳ね返り材料が適切に処理されている。	
		□	□	34. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 10. 植栽工事	□	□	1. 事前に土質試験等を実施し、改良材の選定、必要量の設定等を行っていることが確認できる。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90～95%未満・・・・・ a' 評価値が85～90%未満・・・・・ b 評価値が80～85%未満・・・・・ b' 評価値が80～60%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い、改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□	□	2. 施肥・かん水等、活着管理が適切に行われている。	
		□	□	3. 樹木等に損傷、はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われている。	
		□	□	4. 樹木等の生育に害のあるものは除去されている。	
		□	□	5. 余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。	
		□	□	6. 植栽する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り、植穴底部を耕していることが確認できる。	
		□	□	7. 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されている。	
		□	□	8. 樹木、地被類、つる性植物等には樹幹の割れ、病害虫などがないことが確認できると共に、仕様書に基づいた植え付けが適切になされている。	
		□	□	9. 埋戻土が設計図書に基づいた性状であり、小石・ごみ・雑草・夾雑物を含まない適切なものであることが確認できる。	
		□	□	10. 支柱・添え木をぐらつかないように設置していることが確認できる。	
		□	□	11. 樹木の配置、表裏が適切に配置されていることが確認できる。	
		□	□	12. その他　理由:(　　)	
	11. 建築工事(土木関連)	□	□	1. 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。	
		□	□	2. 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。	
		□	□	3. 機器等(設備等)の機能が設計図書等との適切性が確認でき、証明書が整備されている。	
		□	□	4. 躯体の品質及び形状が設計図書等との適切性が確認でき、建造物の品質が確保されている。	
		□	□	5. 室内の塵芥処理等が適切に行われ、納まりの事前検討も十分実施され良質な施工が伺える。	
		□	□	6. その他　理由:(　　)	
	12. 防護柵(網)工事 13. 標識工事 14. 区画線設置等工事	□	□	1. 防護柵設置要綱、視線誘導標設置要綱、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。	
		□	□	2. 防護柵等の床堀りの仕上り面において、地山の乱れや不陸が生じないよう施工していることが確認できる。	
		□	□	3. 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。	
		□	□	4. 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面への影響が無いよう施工していることが確認できる。	
		□	□	5. 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。	
		□	□	6. 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	7. ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。	
		□	□	8. ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。	
		□	□	9. ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。	
		□	□	10. 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	11. 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。	
		□	□	12. 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。	
		□	□	13. プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。	
		□	□	14. 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	15. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 15. 基礎工事(地盤改良等を含む)			【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等)】	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90～95%未満・・・・・ a' 評価値が85～90%未満・・・・・ b 評価値が80～85%未満・・・・・ b' 評価値が80～60%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い、改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□	□	1. 杭等の規格・品質を確認できる資料が整理されている。	
		□	□	2. 杭の運搬・保管状態が適切で、損傷及び補修跡がないことが確認できる。	
		□	□	3. 杭芯位置、水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	4. 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	5. ライナープレートの組み立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。	
		□	□	6. 溶接工の技量が確認でき、溶接作業環境が適切である。	
		□	□	7. 溶接の品質管理に関して、組立・加工精度が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	8. 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入し施工していることが確認できる。	
		□	□	9. 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	10. 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。	
		□	□	11. スライムの除去を確実に行っていることが確認できる。	
		□	□	12. 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。	
		□	□	13. 杭先端処理が適切に行われていることを示す資料が確認できる。	
		□	□	14. 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。	
		□	□	15. 既成杭の打止め管理の方法及び場所打ち杭の施工管理方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。	
		□	□	16. 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。	
		□	□	17. その他　理由:(　　)	
				【地盤改良関係(ｻﾝﾄﾞ・砕石ﾄﾞﾚｰﾝ、ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚﾝ、ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｯｼｮﾝﾊﾟｲﾙ、ﾛｯﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝ等含む)】	
		□	□	18. 杭芯位置、水平度、鉛直度等が設計図書を満足していることが確認でき、削孔機械の据付が安定している。	
		□	□	19. 改良材の品質・使用量が管理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	20. 改良材の配合、比重、噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。	
		□	□	21. 事前に土質試験等を実施し、改良材の選定、必要量の設定等を行っていることが確認できる。	
		□	□	22. 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。	
		□	□	23. 施工管理方法が施工計画書等に記載され、整備されている。	
		□	□	24. 施工記録が整理され、適切な施工が確認できる。	
		□	□	25. 改良体の形状寸法が設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	26. 控工の施工上の注意事項(仕様書による)が守られている。	
		□	□	27. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 16. 仮設工事(本設含む)	□	□	1. 使用材料の品質確認資料が整理されている。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90～95%未満・・・・・ a' 評価値が85～90%未満・・・・・ b 評価値が80～85%未満・・・・・ b' 評価値が80～60%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い、改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□	□	2. 運搬・保管状態が適切で、使用材料にそり・ゆがみ・傷等がない。	
		□	□	3. 組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。	
		□	□	4. 溶接工の技量が確認でき、溶接作業環境が適切である。	
		□	□	5. 継杭・継矢板における溶接の品質管理に関して、組立・加工精度が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	6. 腹起しの設置状況が適切である。(施工にあたり、受け金物、吊りワイヤ等によって支持し、また矢板と十分密着させる。)	
		□	□	7. 控え板・タイロッドの取り付け状況が適切である。	
		□	□	8. 周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した施工方法で実施している。	
		□	□	9. 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。	
		□	□	10. 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。	
		□	□	11. その他　理由:(　　)	
	17. 電線共同溝工事	□	□	1. 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。	
		□	□	2. 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。	
		□	□	3. プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。	
		□	□	4. 特殊部の施工基面の支持力が均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。	
		□	□	5. 特殊部の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。	
		□	□	6. 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	7. 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陵が無く平坦性を確保していることが確認できる。	
		□	□	8. 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	9. 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。	
		□	□	10. その他　理由:(　　)	
	18. 維持工事(清掃工、付属物工、除雪、応急処理等)	□	□	1. 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。	
		□	□	2. 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。	
		□	□	3. 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。	
		□	□	4. 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。	
		□	□	5. その他　理由:(　　)	
		□	□	6. その他　理由:(　　)	
		□	□	7. その他　理由:(　　)	
		□	□	8. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 19. 修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	□	□	1. 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90～95%未満・・・・・ a' 評価値が85～90%未満・・・・・ b 評価値が80～85%未満・・・・・ b' 評価値が80～60%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い、改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□	□	2. 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。	
		□	□	3. 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。	
		□	□	4. 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。	
		□	□	5. 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。	
		□	□	6. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、適切なコンクリートの品質(強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。	
		□	□	7. 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。	
		□	□	8. その他　理由:(　　)	
		□	□	9. その他　理由:(　　)	
		□	□	10. その他　理由:(　　)	
		□	□	11. その他　理由:(　　)	
		□	□	12. その他　理由:(　　)	
		□	□	13. その他　理由:(　　)	
		□	□	14. その他　理由:(　　)	
		□	□	15. その他　理由:(　　)	
		□	□	16. その他　理由:(　　)	
		□	□	17. その他　理由:(　　)	
		□	□	18. その他　理由:(　　)	
	20. 機械設備工事	□	□	1. 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。	
		□	□	2. 設備の機能及び性能が、設計・承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。	
		□	□	3. 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。	
		□	□	4. 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。	
		□	□	5. 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。	
		□	□	6. 塗装管理基準の品貿管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。	
		□	□	7. 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。	
		□	□	8. 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。	
		□	□	9. 電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。	
		□	□	10. 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。	
		□	□	11. 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。	
		□	□	12. 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。	
		□	□	13. バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。	
		□	□	14. 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。	
		□	□	15. 回転部や高温部等の危険箇所に表示または防護をしていることが確認できる。	
		□	□	16. 構造物劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。	
		□	□	17. 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。	
		□	□	18. 設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。	
		□	□	19. 完成図書・取扱説明書を工夫し作成(改造・更新・修繕の場合は修正)していることが確認できる。(※編集手法について評価する)	
		□	□	20. 完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が容易に判別できる。	
		□	□	21. 完成図書・取扱説明書において、単体製品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備している。	
		□	□	22. 完成図書・取扱説明書において、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。	
		□	□	23. その他　理由:(　　)	

Ex.
防水プライマーや防水層の設置、舗装まで施工計画書のとおり適切に施工されたことが確認できる。
防水における端部処理や排水施設の設置を適切に行っていることが確認できる。
舗装混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。
舗装の基準密度等の管理がされており品質の確認ができる。
舗装における工法の適否や、変更・追加等の有無を確認するために、施工前・中などにおいて現地調査を十分に行っている。
塗装におけるケレンを入念に実施していることが確認できる。
塗装において天候状況の確認、気温及び湿度の測定をおこない、塗装作業を行っていることが確認できる。
塗装に塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
塗装の溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 21. 電気設備工事(照明設備・受変電設備・その他類似工事含む)	□	□	1. 製作着手前に、品質や性能の確保にかかる技術検討が実施していることが確認できる。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90～95%未満・・・・・ a' 評価値が85～90%未満・・・・・ b 評価値が80～85%未満・・・・・ b' 評価値が80～60%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い、改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□	□	2. 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	3. 溶接・塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥がなく満足している。	
		□	□	4. 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。	
		□	□	5. 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。	
		□	□	6. 設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。	
		□	□	7. 操作スイッチや表示灯が設計図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。	
		□	□	8. ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。	
		□	□	9. 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	10. 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作業が確認できる。	
		□	□	11. 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	12. 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。	
		□	□	13. 完成図書・取扱説明書を工夫し作成(改造・更新・修繕の場合は修正)していることが確認できる。 (※編集手法について評価する)	
		□	□	14. 完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が容易に判別できる。	
		□	□	15. 完成図書・取扱説明書において、単体製品の製造年月日及び製造者が判別でき、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。	
		□	□	16. その他　理由:(　　)	
	22. 通信・弱電・その他類似工事	□	□	1. 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。	
		□	□	2. 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。	
		□	□	3. 溶接・塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき欠陥がなく満足している。	
		□	□	4. 材料の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	5. 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績書等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	6. ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。	
		□	□	7. 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。	
		□	□	8. 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。	
		□	□	9. 設備・機器及び付属物の取り付け等が設計・承諾図書に基づき施工されていることが確認できる。	
		□	□	10. 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。	
		□	□	11. 完成図書・取扱説明書を工夫し作成(改造・更新・修繕の場合は修正)していることが確認できる。 (※編集手法について評価する)	
		□	□	12. 完成図書・取扱説明書において、設備の機能並びに操作方法が容易に判別できる。	
		□	□	13. 完成図書・取扱説明書において、単体製品の製造年月日及び製造者が判別でき、部品等の点検方法やその時期、交換を要する部品や交換方法及び場所について、まとめている。	
		□	□	14. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 23. 水道工事			【共通】	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	1. 材料の品質規格証明書が整備されている。	
		□	□	2. 使用材料の検収や保管等の管理が適切であり、写真等で明確に確認できる。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c
		□	□	3. コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、 スランプ、空気量等が確認できる。	評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a
		□	□	4. コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。	評価値が90～95%未満・・・・・ a'
		□	□	5. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等が適切に行われている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)	評価値が85～90%未満・・・・・ b 評価値が80～85%未満・・・・・ b' 評価値が80～60%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	6. 施工基盤面が良好であることが確認できる。	
		□	□	7. 管の接合状態が良好であることが確認できる。	
		□	□	8. 耐震管等の接合管理で全口数について継手チェックシートに記録し写真等で確認できる。	下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い、改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。
		□	□	9. 布設後の位置を明らかにする出来形図が作成されている。	
		□	□	10. 管切断及び挿し口加工が適切に行われていることが確認できる。	
		□	□	11. 管内には土砂、ゴミ等が残っていない。	
		□	□	12. 防食措置が適切に施工され、そのことが容易に工事写真から判断できる。	
		□	□	13. 鉄筋の加工及び組立、かぶりが設計図書の仕様を満足していることが確認でき、鉄筋固定方法が適切である。	
		□	□	14. スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□	□	15. 型枠、支保工の取り外しが適切に管理されている。	
		□	□	16. 給水管等取付工が、仕様書に基づき適切に施工されていることが確認できる。	
				【開削工】	
		□	□	17. 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。	
		□	□	18. 埋め戻し材料の品質が確認できる。	
		□	□	19. アスファルト混合物の温度管理が、プラント出荷時、現場到着時、舗設時等で整理、記録されている。	
		□	□	20. 管の吊り込み、据付け等に十分注意を払っていることが確認できる。	
		□	□	21. 埋め戻しの転圧が仕様書どおり施工されている。	
		□	□	22. 掘削時に水替工が適切に実施され、管内が清潔に保たれていることが確認できる。	
		□	□	23. 土留工が適切に実施されていることが確認できる。	
		□	□	24. その他　理由:(　　)	
				【水管橋】	
		□	□	25. 施工計画書に使用資材の品質が記載され、実使用資材と一致することが確認できる。	
		□	□	26. 施工計画書に溶接棒等の品質、施工時の電圧管理方法について記載され、現場施工と一致していることが確認できる。	
		□	□	27. 管材入荷時に水協検査証の提出がある。	
		□	□	28. 管材等、工事現場に入った材料の管理が適切である。	
		□	□	29. 溶接等の作業は有資格者が実施していることが確認できる。	
		□	□	30. 管内外面塗装傷の補修が確実に行われ、検査時に未補修がない。	
		□	□	31. 溶接作業、塗料作業、メカ接合作業等の重要作業については自社管理が実施されている。	
		□	□	32. 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。	
		□	□	33. 現場溶接のレントゲン検査等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	
		□	□	34. その他　理由:(　　)	
				【推進工】	
		□	□	35. 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。	
		□	□	36. 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。	
		□	□	37. 推進作業等がデータで確認できる。	
		□	□	38. 裏込めの注入状況が確認できる。	
		□	□	39. 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。	
		□	□	40. 推進管のクラックや変形がなく、継ぎ手、クラウドホール等からの漏水がない。	
		□	□	41. 挿入管と推進管との離隔、空隙への充填材、施工状況、充填度が適切である。	
		□	□	42. その他　理由:(　　)	
		□	□	【シールド工】	
		□	□	43. セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。	
		□	□	44. 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。	
		□	□	45. 二次コンクリート打設前にあたり、付着物除去のための充分な水洗清掃を行なっていることが確認できる。	
		□	□	46. 常に切羽及び地表面の状態を確認して施工されていることが確認できる。	
		□	□	47. シールド推進作業等がデータで確認できる。	
		□	□	48. 裏込め注入状況がデータで確認できる。	
		□	□	49. 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。	
		□	□	50. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 24. 下水道工事			【共通】	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	1. マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。	
		□	□	2. 管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90～95%未満・・・・・ a' 評価値が85～90%未満・・・・・ b 評価値が80～85%未満・・・・・ b' 評価値が80～60%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	3. 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、適切なコンクリートの品質（強度・w/c・最大骨材粒径・塩基総量単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。(※適マークを取得していない工場で製造されたコンクリートや、適マーク取得工場であっても,JISA5308以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合に評価対象とする)	
		□	□	4. コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、気温、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。	
		□	□	5. 圧縮試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。	
		□	□	6. 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種、養生方法等が適切に行われている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)	下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い、改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。
		□	□	7. 施工基盤面が良好であることが確認できる。	
		□	□	8. 管渠の接合状態が良好であることが確認できる。	
				【開削工】	
		□	□	9. 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。	
		□	□	10. 埋め戻し材料の品質が確認できる。	
		□	□	11. アスファルト混合物の温度管理が、プラント出荷時、現場到着時、舗設時等で整理、記録されている。	下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□	□	12. その他　理由:(　　)	
				【推進工】	
		□	□	13. 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。	
		□	□	14. 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。	
		□	□	15. 推進作業等がデータで確認できる。	
		□	□	16. 裏込めの注入状況が確認できる。	
		□	□	17. 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。	
		□	□	18. その他　理由:(　　)	
				【シールド工】	
		□	□	19. セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。	
		□	□	20. 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。	
		□	□	21. 二次コンクリート打設前にあたり、付着物除去の為の充分な水洗清掃を行っていることが確認できる。	
		□	□	22. 常に切羽及び地表面の状態を確認して施工されていることが確認できる。	
		□	□	23. シールド推進作業等がデータで確認できる。	
		□	□	24. 裏込め注入状況がデータで確認できる。	
		□	□	25. 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。	
		□	□	26. その他　理由:(　　)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 25. 管更生工事			【共通】	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が95%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が90～95%未満・・・・・ a' 評価値が85～90%未満・・・・・ b 評価値が80～85%未満・・・・・ b' 評価値が80～60%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い、改善された。 ・検査時に評価対象項目について不備があり改善させた。 下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□	□	1. 更生部材の規格・品質が製造証明書等で確認できる。	
		□	□	2. 材料の運搬・搬入時および現場内保管、取扱い時において適正な材料管理がされていることを写真にて確認できる。	
		□	□	3. 既設管きょ調査の結果、前処理の必要がある場合には、更生工事に支障がないように切断、除去、止水等により処理したことを写真にて確認できる。	
		□	□	4. 管口仕上げ、取付管穿孔が良好で下水の流下に支障が無いことが、写真にて確認できる。	
		□	□	5. 専門技術者が現場に常駐している。	
				【反転・形成工】	
		□	□	6. 更生管材の引込速度が適切であり書類で確認できる。	
		□	□	7. 更生管材に下水の流下に支障を及ぼすようなきず、ねじれ、しわ等が無いことを写真などで確認できる。	
		□	□	8. 管更生工事時の温度・圧力・電源管理が適切であり、書類で確認できる。	
		□	□	9. 管更生工事時に更生管材の試験片を採取し、強度等が確認でき、設計値を満たしている。	
		□	□	10. その他　理由:(　　)	
				【製管工】	
		□	□	11. 充てん材の規格・品質がミルシート(品質証明書等)で確認できる。	
		□	□	12. 更生管の変形、更生管浮上による縦横勾配の不陸等の欠陥や異常個所がないことが、写真などで確認できる。	
		□	□	13. 充てん材を現場配合する場合は、配合比を管理しデータシートなどに記録されている。	
		□	□	14. 充てん材注入日毎に必要な試験(フロー試験等)を行い、充てん材の性状の確認を行い、記録されている。	
		□	□	15. 充てん材を圧力注入する場合は、注入中の圧力を圧力計等により計測し、記録されている。	
		□	□	16. 充てん材注入量については、連続的に注入量と時間を計測し、記録されている。	
		□	□	17. 計画注入量と実際の注入量の対比、充てん後の打音検査等により充てん材の完全充てんを、書類にて確認できる。	
		□	□	18. 充てん材注入日毎(800mm未満は100m毎に1回)に、供試体 を作成し、強度が確認でき、設計値を満たしている。	
		□	□	19. 既設管と更生管の隙間に流入する下水をできるだけ少なくする措置が講じられていることが、書類にて確認できる。	
		□	□	20. 管更生工事時に表面部材の試験片を採取し、強度等が確認でき設計値を満たしている。	
		□	□	21. その他　理由:(　　)	
				【マンホール更生工】	
		□	□	22. モールド、充てん材等の規格・品質がミルシート(品質証明書等)で、確認できる。	
		□	□	23. 被覆にしわ、むら、はがれ、われ等が無いことを写真などで確認できる。	
		□	□	24. 充てん材を現場配合する場合は、配合比を管理し、データシートなどに記録されている。	
		□	□	25. 充てん材を圧力注入する場合は、注入中の圧力を圧力計等により計測し、記録されている。	
		□	□	26. 計画注入量と実際の注入量の対比、充てん後の打音検査等により充てん材の完全充てんを書類にて確認できる。	
		□	□	27. その他　理由:(　　)	
	26. 上記以外の工事又は合併工事	□	□	1. その他　理由:(　　)	
		□	□	2. その他　理由:(　　)	
		□	□	3. その他　理由:(　　)	
		□	□	4. その他　理由:(　　)	
		□	□	5. その他　理由:(　　)	
				主たる工種の考査事項で考査し、最大考査項目は5項目とする。	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 1. コンクリート構造物工事	□	□	1. コンクリート構造物の表面状態が良い。	
		□	□	2. コンクリート構造物の通りが良い。	
		□	□	3. 天端、端部等の仕上がりが良い。	
		□	□	4. クラック(ヘアクラック含む)がない。	
		□	□	5. 漏水がない。	
		□	□	6. 全体的な美観が良い	
	2. 二次製品構造物工事	□	□	1. 構造物の通りが良い。	
		□	□	2. 材料の連結、かみ合わせが良い。	
		□	□	3. 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。	
		□	□	4. 製品に割れ、欠けがない。	
		□	□	5. 漏水がない。	
		□	□	6. 周辺地形・他構造物等との取り合いが良い。	
		□	□	7. 全体的な美観が良い。	
	3. 鋼橋工事	□	□	1. 表面に補修箇所が無い。	
		□	□	2. 部材表面に傷及び、錆が無い。	
		□	□	3. 溶接に均一性がある。	
		□	□	4. 塗装に均一性がある。	
		□	□	5. 支承部の仕上げが良い。	
		□	□	6. 付属物工の取り付けが良い。	
		□	□	7. 全体的な美観が良い。	
	4. 塗装工事	□	□	1. 塗装の均一性が良い。	
		□	□	2. 細部まできめ細やかな施工がされている。	
		□	□	3. 補修箇所が無い。	
		□	□	4. ケレンの施工状況が良好である。	
		□	□	5. 周辺への影響が無かった。	
		□	□	6. 全体的な美観が良い。	
	5. 護岸・根固・水制工事	□	□	1. 通りが良い。	
		□	□	2. 材料のかみ合わせが良い。	
		□	□	3. 天端、端部の仕上げが良い。	
		□	□	4. 既設構造物とのすりつけがよい。	
		□	□	5. クラックがない。	
		□	□	6. 製品に割れ、欠けがない。	
		□	□	7. 全体的な美観が良い。	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅲ. 出来栄え 6. コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)	□	□	1. コンクリート構造物の表面状態が良い。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	2. コンクリート構造物の通りが良い。	
		□	□	3. 天端及び端部の仕上げ等が良い。	
		□	□	4. 支承部の仕上げが良い。	
		□	□	5. クラック(ヘアクラック含む)がない。	
		□	□	6. 付属物工の取付けが良い	
		□	□	7. 全体的な美観が良い	
	7. 舗装工事(改良系)	□	□	1. 舗装の平坦性が良い。	
		□	□	2. 構造物の通りが良い。	
		□	□	3. 端部処理が良い。	
		□	□	4. 構造物へのすりつけ等が良い。	
		□	□	5. 雨水処理が良い。	
		□	□	6. 全体的な美観が良い	
	8. 舗装工事(修繕系)	□	□	1. 舗装の平坦性が良い。	
		□	□	2. 構造物の通りが良い。	
		□	□	3. 端部処理が良い。	
		□	□	4. 構造物へのすりつけ等が良い。	
		□	□	5. 雨水処理が良い。	
		□	□	6. 全体的な美観が良い	
	9. 法面工事	□	□	1. 通りがよい。	
		□	□	2. 植生、吹付等の状態が均一である。	
		□	□	3. 発芽・生育状態が良い。	
		□	□	4. 吹き付け表面の割れが無い。	
		□	□	5. 端部処理が良い。	
		□	□	6. コンクリート構造物の表面状態がよい。	
		□	□	7. クラックがない。	
		□	□	8. 全体的な美観が良い。	
	10. 植栽工事	□	□	1. 樹木の活着状況が良い。	
		□	□	2. 個々の樹木整姿が良い。	
		□	□	3. 植え付け面の仕上げが良い。	
		□	□	4. 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。	
		□	□	5. 支住の取り付けが堅固である。	
		□	□	6. 全体的な美観が良い。	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅲ. 出来栄え 11. 建築工事(土木関連)	□	□	1. 建物の通り、形状が良い。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	2. 仕上げの均一性、平坦性が良い。	
		□	□	3. 機能面での配慮が適切である。	
		□	□	4. 防水の納まりが良好である。	
		□	□	5. 関連工事との取り合いが良い。	
		□	□	6. 全体的な美観が良い。	
	12. 防護柵(網)工事	□	□	1. 通りが良い。	
		□	□	2. 端部処理が良い。	
		□	□	3. 部材表面に傷及び、錆がない。	
		□	□	4. 既設構造物等とのすりつけが良い。	
		□	□	5. きめ細やかなに施工がなされている。	
		□	□	6. 全体的な美観が良い。	
	13. 標識工事	□	□	1. 設置位置に配慮がある。	
		□	□	2. 標識板の向き、並びに角度、及びその支柱の通りが良い。	
		□	□	3. 部材表面に傷及び、錆がない。	
		□	□	4. 標識板の支柱に変色が無い。	
		□	□	5. 支柱基礎工周辺の仕上がりが入念に埋め戻されている。	
		□	□	6. 全体的な美観が良い。	
	14. 区画線設置等工事	□	□	1. 塗料の塗布が均一である。	
		□	□	2. 視認性が良い。	
		□	□	3. 接着状態が良い。	
		□	□	4. 施工前の清掃が入念に実施されている。	
		□	□	5. 通りが良い。	
		□	□	6. 全体的な美観が良い。	
	15. 基礎工事(地盤改良等を含む)	□	□	1. 土工関係の仕上げが良い。	
		□	□	2. 通りが良い。	
		□	□	3. 端部及び天端の仕上げが良い。	
		□	□	4. 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。	
		□	□	5. 施工箇所の整理がされている。(例:改良材/剤や泥等の散乱がない)	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅲ. 出来栄え 16. 仮設工事(本設含む)	□	□	1. 鋼矢板・親杭の通りが良い。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	2. 覆工板にがたつきがない。	
		□	□	3. 鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。	
		□	□	4. 床付け面の仕上げがよい。	
		□	□	5. 主・副部材の取り付けが適切である。	
		□	□	6. 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。	
		□	□	7. 全体的な美観が良い。	
	17. 電線共同溝工事	□	□	1. 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。	
		□	□	2. プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。	
		□	□	3. 施工管理記録などから、不可視部分の出来栄えの良さが伺える。	
		□	□	4. 関連する付属構造物・施設の据付等仕上がりが良い。	
		□	□	5. 全体的な美観が良い。	
	18. 維持工事(清掃工、付属物工、除雪、応急処理等)	□	□	1. 小構造物等にも注意が払われている。	
		□	□	2. きめ細かな施工がなされている。	
		□	□	3. 既設設構造物とのすりつけが良い。	
		□	□	4. 安全性、維持管理等への配慮がされている。	
		□	□	5. 全体的な美観が良い。	
	19. 修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	□	□	1. きめ細かな施工がなされている。	
		□	□	2. 構造物の表面状態が良い。	
		□	□	3. 端部の仕上げが良い。	
		□	□	4. 既設構造物とのすりつけが良い。	
		□	□	5. 全体的な美観が良い	
	20. 機械設備工事	□	□	1. 主設備、関連設備、操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。	
		□	□	2. 機器の据付けが適切になされている。	
		□	□	3. 土木構造物、既設設備等とのとりあいが良い。	
		□	□	4. 溶接、塗装、組立にあたって、細部に渡る配慮がなされている。	
		□	□	5. 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。	
		□	□	6. 全体的な美観が良い。	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅲ. 出来栄え 21. 電気設備工事(照明設備・受変電設備・その他類似工事含む)	□	□	1. 機器の据付けが適切になされている。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	2. 安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。	
		□	□	3. 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。	
		□	□	4. ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。	
		□	□	5. 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。	
		□	□	6. 全体的な美観が良い。	
	22. 通信・弱電・その他類似工事	□	□	1. 主設備、関連設備等にきめ細やかな施工がされている。	
		□	□	2. 安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。	
		□	□	3. 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。	
		□	□	4. 当該設備および関連設備が全体的に協調および統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。	
		□	□	5. 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。	
		□	□	6. 全体的な美観が良い。	
	23. 水道工事			【共通】	
		□	□	1. 通りが良い。	
		□	□	2. コンクリート構造物にクラックがない。	
		□	□	3. 仕切り弁および消火栓等の天端と路面とのすりつけが良い。	
		□	□	4. 残土等は適切に処理されている。	
		□	□	5. 周辺の環境等に配慮された、施工がなされている。	
		□	□	6. 関連する附属構造物、施設の据付等仕上がりが良い。	
		□	□	7. 仮設工及び舗装復旧等が現地状況を十分把握され施工されている。	
				【管路】	
		□	□	8. 管路に補修がない。	
		□	□	9. 継ぎ手が確実になされている。	
		□	□	10. 管路の据付が適切になされている。	
		□	□	11. 全体的な美観が良い。	
				【水管橋】	
		□	□	12. 溶接、メカ接合に均一性がある。	
		□	□	13. 塗装に均一性がある。	
		□	□	14. 塗装の補修箇所がない。	
		□	□	15. 仕上がりが良く、関連工事との取り合いも良好であった。	
		□	□	16. 全体的な美観が良い。	
				【シールド】	
		□	□	17. RCセグメントの割れ、欠けがない。	
		□	□	18. 継ぎ手面の防水が確実になされている。	
		□	□	19. セグメント間の目違い、段差が少ない。	
		□	□	20. ボルトの締め付け状況が良い。	
		□	□	21. 全体的な美観が良い。	

土木工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅲ. 出来栄え 24. 下水道工事			【共通】	
		□	□	1. 通りが良い。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	2. 漏水がない。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c
		□	□	3. クラックがない。	評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a
		□	□	4. マンホール天端と路面とのすりつけが良い。	評価値が80～90%未満・・・・・ b
		□	□	5. マンホールのインバートの仕上げが良い。端部処理が良い。	評価値が60～80%未満・・・・・ c
		□	□	6. 残土等は適切に処理されている。	評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
				【管路】	
		□	□	7. 管路の割れ、欠けがない。	
		□	□	8. 継ぎ手面にﾊﾟｯｷﾝの設置が確実になされている。	
		□	□	9. 管路間の目違い、段差が少ない。	
		□	□	10. 管路継ぎ手部ﾎﾞﾙﾄの締め付け状況がよい。	
		□	□	11. 全体的な美観が良い。	
				【シールド】	
		□	□	12. RCセグメントの割れ、欠けがない。	
		□	□	13. 継ぎ手面の防水が確実になされている。	
		□	□	14. セグメント間の目違い、段差が少ない。	
		□	□	15. ボルトの締め付け状況が良い。	
		□	□	16. 全体的な美観が良い。	
	25. 管更生工事	□	□	1.管体内空の仕上がりが良い。	
		□	□	2.マンホール本管口の仕上がりが良い。	
		□	□	3.取付管口の仕上がりが良い。	
		□	□	4.施工管理記録簿等から不可視部分の出来栄えの良さが伺える。	
		□	□	5.全体的な美観が良い。	
	26. 上記以外の工事又は合併工事	□	□	1. その他　理由:(　　)	
		□	□	2. その他　理由:(　　)	
		□	□	3. その他　理由:(　　)	
		□	□	4. その他　理由:(　　)	
		□	□	5. その他　理由:(　　)	
				主たる工種の考査事項で考査し、最大考査項目は5項目とする。	

建築工事考査項目別採点表(1)

工事番号:　　(専任監督員)

1.施工体制	Ⅰ.施工体制	評定	a	b	c	d		e
	一般	(該当割合)	90%以上	80～90%未満	60～80%未満	60%未満	項目1	項目2
	評定 c	番号 評価 対象項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 □ (12.理由:　　) 割合			——項目	□	□
	Ⅱ.配置技術者	評定	a	b	c	d		e
	(現場代理人等)	(該当割合)	90%以上	80～90%未満	60～80%未満	60%未満	項目1	項目2
	評定 c	番号 評価 対象項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 □ (13.理由:　　) 割合			——項目	□	□
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	評定	a	b	c	d		e
		(該当割合)	90%以上	80～90%未満	60～80%未満	60%未満	項目1	項目2
	評定 c	番号 評価 対象項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 □ (18.理由:　　) 割合			——項目	□	□
	Ⅱ.工程管理	評定	a	b	c	d		e
		(該当割合)	90%以上	80～90%未満	60～80%未満	60%未満	項目1	項目2
	評定 c	番号 評価 対象項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 □ (10.理由:　　) 割合			——項目	□	□
	Ⅲ.安全対策	評定	a	b	c	d		e
		(該当割合)	90%以上	80～90%未満	60～80%未満	60%未満	項目1	項目2
	評定 c	番号 評価 対象項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15　c □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □　□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (15.理由:　　) 割合			——項目	□	□
	Ⅳ.対外関係	評定	a	b	c	d		e
		(該当割合)	90%以上	80～90%未満	60～80%未満	60%未満	項目1	項目2
	評定 c	番号 評価 対象項目	1 2 3 4 5 6 7 8 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (8.理由:　　) 割合			——項目	□	□

（専任監督員）

3.出来形 及び 出来ばえ	Ⅰ.出来形 評定 c	評定 （該当割合）	a 90%以上	b 80～90%未満	c 60～80%未満	d 60%未満	項目1	e 項目2
		番号 評価 対象項目	1 2 3 4 5 6 7 8 9 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (9.理由：　　) 割合			――項目	□	□
	Ⅱ.品質 機械設備 工事 評定 c	評定 （該当割合）	a 90%以上	b 80～90%未満	c 60～80%未満	d 60%未満	項目1	e 項目2
		番号 評価 対象項目	1 2 3 4 5 6 7 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (7.理由：　　) 割合			――項目	□	□
5.創意工夫 【軽微なもの】	キーワード評価	番号 評価 加点数	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 19 20 21 22 23 24 25 □ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
		番号 評価 加点数	26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 □ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 3 2 1 2 1 1					
			(理由3.　　) (理由20.　　) (理由26.　　) (理由35.　　) (理由41.　　) (理由48.　　)					
	0点 （+7.0～0点）	【創意工夫の詳細評価】						

「記入方法」 該当項目を■にする。評定欄a～eに色をつける。

建築工事考査項目別採点表(2)

工事番号:　　(主任監督員)

2.施工状況	Ⅱ.工程管理	評定	a	b	c	d	e
		(該当数)	5項目以上	3項目程度	2項目程度	やや不備	不備
	評定	番号	1 2 3 4 5				
		評価	□ □ □ □ □			□	□
	c		(5.理由:　　)				
	Ⅲ.安全対策	評定	a	b	c	d	e
		(該当数)	4項目以上	2項目程度	1項目程度	やや不備	不備
	評定	番号	1 2 3 4 5 6				
		評価	□ □ □ □ □ □			□	□
	c		(6.理由:　　)				
4.工事特性	キーワード評価		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (4.理由:　　) (7.理由:　　) (11.理由:　　) (15.理由:　　) (20.理由:　　) (32.理由:　　)				
	0点 (+20～0点)		【工事特性のキーワードの詳細】				
6.社会性等	Ⅰ.地域への貢献度	評定	a	a'	b	b'	c
		(該当数)	5項目以上	4項目以上	3項目以上	2項目以上	1項目以下
	評定	番号	1 2 3 4 5 6				
		評価	□ □ □ □ □ □				
	c		(6.理由:　　)				
7.法令遵守等	■ 項目該当なし		措置内容			適応事例番号	
			1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11				
			評価 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ■			1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	
	□ 該当あり(　点)		違反回数 0 0 0 0 0 0 0			11 12 13 14 15 16 17 18 19 20	
			減点数 -20 -15 -13 -10 -8 -5 -3 -10 -3 -2 0				
			(9.理由:　　)				

総合評価 技術提案	技術提案履行確認	対象外

「記入方法」 該当項目を■にする。評定欄a～cに色をつける。

1.技術提案履行確認において、不履行と認めた場合　マイナス評価(-10点)

建築工事考査項目別採点表(3)

工事番号:　　(検査員)

2.施工状況	Ⅰ.施工管理	評定	a		b	c	d		e	
		(該当割合)	90%以上		80～90%未満	60～80%未満	60%未満		項目1	項目2
	評定	番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
		評価	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				——項目		□	□
	c	対象項目	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □							
			(12.理由:				) 割合			
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	評定	a	a'	b	b'	c	d		e
		(該当割合)	90%以上	80～90%未満	70～80%未満	60～70%未満	2項目以下	50%未満	項目1	項目2
	評定	番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10							
		評価	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □				——項目		□	□
	c	対象項目	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □							
			(10.理由:				) 割合			
	Ⅱ.品質	評定	a	a'	b	b'	c	d		e
	機械設備工事	(該当割合)	90%以上	80～90%未満	70～80%未満	60～70%未満	50～60%未満	50%未満	項目1	項目2
	評定	番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12							
		評価	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				——項目		□	□
	c	対象項目	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □							
			(12.理由:				) 割合			
	Ⅲ.出来ばえ	評定	a		b		c	d		
	機械設備工事	(該当割合)	90%以上		80～90%未満		80%未満	項目1		
	評定	番号	1 2 3 4 5 6							
		評価	□ □ □ □ □ □				——項目		□	
	c	対象項目	□ □ □ □ □ □							
			(6.理由:				) 割合			

「記入方法」 該当項目を■にする。評定欄a～eに色をつける。

建築工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	□	□	1. 現場代理人等が契約後5日以内に通知されている。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	2. 工事カルテの登録は、監督員の確認を受けた上で、契約後10日以内に行われている。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a
		□	□	3. 品質管理体制が書面に適切に記載されている。	評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c
		□	□	4. 建設業退職金共済制度(建退共)の主旨を下請業者等に説明すると共に、証紙の購入が適切に行われ、配布が受払簿等により適切に把握されている。	評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	5. 作業の分担の範囲が下請業者を含め、書面に明確に記載されている。	
		□	□	6. 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。	
		□	□	7. 現場の施工体制(品質管理、安全管理含む)が書面と一致している。	
		□	□	8. 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ、施工している。	
		□	□	9. 元請業者が下請業者の施工結果を十分に検査している。	
		□	□	10. 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。	
		□	□	11. 施工プロセスチェックで、指摘事項が無かった。又は指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。	
		□	□	その他　理由:(　　)	
			□	d. 施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	e. 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・e
	Ⅱ. 配置技術者(現場代理人等)			【現場代理人を評価する項目】	
		□	□	1. 現場代理人として、工事全体の把握が出来ている。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	2. 現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a
		□	□	3 現場代理人として契約約款第19条第1項に係わる設計図書の照査を行っている。	評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c
		□	□	4. 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。	評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	5. 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。	
		□	□	6. 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。	
				【監理(主任)技術者を評価する項目】	
		□	□	7. 主任(監理)技術者として技術的判断にすぐれ、良好な施工に努めている。	
		□	□	8. 施工等に伴う提案又工夫をもって、工事を進めている。	
		□	□	9. 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等共によく指導している。	
		□	□	10. 書類及び資料が適切に整理されている。	
		□	□	11. 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。	
		□	□	12. 施工プロセスチェックで、指摘事項が無かった。又は指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。	
		□	□	13. その他　理由:(　　)	
			□	d. 現場代理人等の配置技術者に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	e. 現場代理人等の配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・e

建築工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	□	□	1. 契約約款第19条第1項第1号から5号に係わる設計図書の照査について、協議を行っている。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	2. 施工計画書が工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	3. 施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致している。	
		□	□	4. 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。	
		□	□	5. 施工計画書が設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。	
		□	□	6. 使用する建築材料・設備機材の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。	
		□	□	7. 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。	
		□	□	8. 施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。	
		□	□	9. 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。	
		□	□	10. 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。	
		□	□	11. 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが適切に行われている。	
		□	□	12. 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。	
		□	□	13. 施工図作成にあたり、関連工事と停滞なく、調整が十分に図られている。	
		□	□	14. 工事打合せ書等の工事記録の整備が適時に行われている。	
		□	□	15. 現場内での整理整頓が日常的になされている。	
		□	□	16. 社内検査が計画的に行われている。	
		□	□	17. 施工プロセスチェックで、指摘事項が無かった。又は指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。	
		□	□	18. その他　理由:(　　)	
			□	d. 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	e. 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・e
	Ⅱ. 工程管理	□	□	1. 実施計画工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	2. 工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	3. 地元調整(入居官署等を含む)を積極的に行い円滑な工事進捗を行っている。	
		□	□	4. 現場又は施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。	
		□	□	5. 休日・代休の確保を行っている。	
		□	□	6. 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。	
		□	□	7. 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。	
		□	□	8. 請負者の責による夜間や休日等の作業がない。	
		□	□	9. 施工プロセスチェックで、指摘事項が無かった。又は指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。	
		□	□	10. その他　理由:(　　)	
			□	d. 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	e. 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・e

建築工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	□	□	1. 災害防止(工事安全)協議会を設置し、1回/月以上活動し記録が整備さてれいる。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	2. 店社パトロールを1回/月以上実施し記録が整備されている。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	3. 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。	
		□	□	4. 安全巡視、ツールボックスミーテイング(TBM)、危険予知訓練(KY)等を実施し記録を整備している。	
		□	□	5. 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。	
		□	□	6. 過積載防止に十分に取り組んでいる。	
		□	□	7. 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、管理されている。	
		□	□	8. 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。	
		□	□	9. 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	
		□	□	10. 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	
		□	□	11. 工事現場における保安施設等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。	
		□	□	12. 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、且つ、関係者に是正指示している。	
		□	□	13. 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。	
		□	□	14. 施工プロセスチェックで、指摘事項が無かった。又は指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。	
		□	□	15. その他　理由:(　　)	
			□	c. 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・c
			□	d. 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	e. 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・e
	Ⅳ. 対外関係	□	□	1. 工事施工にあたり関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生が無い。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	2. 工事施工にあたり地元(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	3. 近隣住民(入居官署を含む)対策を実施し、第三者からの苦情がない。又は苦情に対して適切な対応を行い、以降のトラブルがない。	
		□	□	4. 工事の目的及び内容を工事看板などにより、地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。	
		□	□	5. 現場でのイメージアップに、取り組んでいる。	
		□	□	6. 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。	
		□	□	7. 施工プロセスチェックで、指摘事項が無かった。又は指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。	
		□	□	8. その他　理由:(　　)	
			□	d. 対外関係に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	e. 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・e

建築工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　（専任監督員）

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅰ. 出来形（※1 出来形の対象は、「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。）				評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	1. 承諾図等が設計図書を満足している。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	2. 施工図等が、設計図書を満足している。	
		□	□	3. 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。	
		□	□	4. 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、適切に管理している。	
		□	□	5. 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。	
		□	□	6. 出来形の管理方法を工夫している。	
		□	□	7. 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。	
		□	□	8. 不可視部分となる出来形が工事写真、施工記録により確認できる。	
		□	□	9. その他　理由:(　　)	
			□	d. 出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	e. 契約約款第18条に基づき監督員が改善請求を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・e

建築工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 ※1 目的物の品質を評価すること。 ※2 品質の対象は、「材料・機材」と[施工が完了したもの(システムを含む)があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。				評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ e 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。
				【躯体工事】	
	1. 建築工事(新築)	□	□	1. 躯体工事で品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。	
		□	□	2. 施工計画書に定められた躯体工事の品質計画により管理されている。	
		□	□	3. 躯体工事材料の品質証明が適切である。	
		□	□	4. 請負者の躯体工事の品質計画による品質管理記録が整備されている。	
		□	□	5. 躯体施工の品質・形状が適切で良好な施工である。	
		□	□	6. 躯体工事の不可視部分の写真記録が適切である。	
				【仕上げ工事】	
		□	□	7. 内外仕上げ工事の品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。	
		□	□	8. .施工計画書に定められた内外仕上げ工事の品質計画により管理されている。	
		□	□	9. 内外仕上げ材料の品質証明が適切である。	
		□	□	10. 請負者の内外仕上げ工事の品質計画による品質管理記録が整備されている。	
		□	□	11. 内外仕上げ施工の品質・形状が適切で良好な施工である。	
		□	□	12. 内外仕上げ工事の不可視部分の写真記録が適切である。	
		□	□	13. その他　理由:(　　)	
	1. 建築工事(改修)	□	□	1. 材料・製品の品質が製作図等により確認でき、設計図書を満足している。	
		□	□	2. 品質確認記録の内容が適切である。	
		□	□	3. 施工の各段階における完了時の品質が適切である。	
		□	□	4. 躯体工事における施工の品質が良好である。	
		□	□	5. 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。	
		□	□	6. 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。	
		□	□	7. その他　理由:(　　)	
	2. 電気設備工事	□	□	【機材】 1. 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。	
		□	□	2. 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が適切である。	
				【施工】	
		□	□	3. 品質確認記録の内容が適切である。	
		□	□	4. システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計所図書を満足している。	
		□	□	5. 機材及び施工の品質が良好である。	
		□	□	6. 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。	
		□	□	7. その他　理由:(　　)	

建築工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(専任監督員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 ※1 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2 品質の対象は、「材料・機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。				評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下…… c 評価値が90%以上…… a 評価値が80～90%未満…… b 評価値が60～80%未満…… c 評価値が60%未満…… d ・下記該当…… d 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 ・下記該当…… e 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。
	3. 機械設備工事 ※機械設備工事とは、暖冷房衛生設備工事及び機械器具設置工事(エレベーター、エスカレーター設備等)をいう。			【機材】	
		□	□	1. 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。	
		□	□	2. 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が適切である。	
				【施工】	
		□	□	3. 品質確認記録の内容が適切である。	
		□	□	4. システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計所図書を満足している。	
		□	□	5. 機材及び施工の品質が良好である。	
		□	□	6. 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。	
		□	□	7. その他　理由:(　　)	
	4. 防水工事	□	□	1. 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。	
		□	□	2. 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。	
		□	□	3. 材料の品質証明が適切である。	
		□	□	4. 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。	
		□	□	5. 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。	
		□	□	6. 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。	
		□	□	7. その他　理由:(　　)	
	5. 塗装工事	□	□	1. 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。	
		□	□	2. 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。	
		□	□	3. 材料の品質証明が適切である。	
		□	□	4. 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。	
		□	□	5. 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。	
		□	□	6. 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。	
		□	□	7. その他　理由:(　　)	
	6. その他工事	□	□	1. 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。	
		□	□	2. 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。	
		□	□	3. 材料の品質証明が適切である。	
		□	□	4. 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。	
		□	□	5. 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。	
		□	□	6. 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。	
		□	□	7. その他　理由:(　　)	
	7. 取壊し工事	□	□	1. 分別、再資源化に努めている。	
		□	□	2. 施工計画書に定められた計画により管理されている。	
		□	□	3. 廃材処理が適切である。	
		□	□	4. 請負者の管理記録が整備されている。	
		□	□	5. 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。	
		□	□	6. 工事完了の整地形状が適切である。	
		□	□	7. その他　理由:(　　)	

建築工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　（専任監督員）

考査項目	細別	評価	評価点数	評価細目	評価基準
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫			【準備・後片付け関係】	加点合計:　0　点 評点:　0　点
		□	1	1. 測量・位置出しにおける工夫	
		□	1	2. 現地調査方法の工夫	
		□	1	3. その他　理由:(　　)	
				【施工関係】	
		□	1	4. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫	
		□	1	5. 工場加工製品等を活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み	【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載
		□	1	6. 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫	
		□	1	7. 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫	
		□	1	8. 電気設備工事等の配線、配管等の工夫	
		□	1	9. 冷暖房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫	
		□	1	10. 照明・視界確保等の工夫	
		□	1	11. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫	
		□	1	12. 運搬車両・施工機械等の工夫	
		□	1	13. 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫	
		□	1	14. 施工管理及び品質向上等の工夫	※1.特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。但し評価については検査員との合議とする。 又、設計積算中に含まれると判断される施工・品質管理、安全対策を超えた工夫に対し、その工夫の効果が認められるものに限り評価する。
		□	1	15. プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫	
		□	1	16. 仮設施工等の工夫	※2.評価は各項目において1,2,3点で評価し最大7点の評価とする。
		□	1	17. 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫	※3.該当する数と重みを勘案して評価し課点数を入力すること。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
		□	1	18. 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫	
		□	1	19. 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫	
		□	1	20. その他　理由:(　　)	※4.上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、「その他」に具体的に記載して加点する。
				【品質関係】	
		□	1	21. 集計ソフト等の活用と工夫	※5.施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る)を採用した場合
		□	1	22. 躯体工事の品質管理の工夫	
		□	1	23. 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫	
		□	1	24. 施工の検査・試験に関する工夫	
		□	1	25. 品質記録方法の工夫	
		□	1	26. その他　理由:(　　)	※6.考査項目【準備・後片付け関係】から【安全衛生関係】までの4つの細別毎に、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体的内容を記載して加点する。さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合には【その他】(新技術活用)の項目に追加で加点できるものとする。
				【安全衛生関係】	
		□	1	27. 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺、足場等)	
		□	1	28. 安全教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫	
		□	1	29. 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫	
		□	1	30. 酸欠対策・有毒ガス・可燃性ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等の工夫	
		□	1	31. 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等の為の工夫	
		□	1	32. 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫	
		□	1	33. 作業時における作業環境改善等の工夫	
		□	1	34. ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫	
		□	1	35. その他　理由:(　　)	
				【施工管理関係】	
		□	1	36. 出来形の管理等に関する工夫	
		□	1	37. 施工計画書または写真記録等に関する工夫	
		□	1	38. 出来形、品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫	
		□	1	39. CAD、施工管理ソフト等の活用	
		□	1	40. 施工合理化技術(※5)を活用してた施工管理の工夫	
		□	1	41. その他　理由:(　　)	
				【その他】	
		□	1(最大3)	42. 建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用。(最大3点) 評価項目①を達成した場合は、1点、評価項目すべてを達成した場合は、3点の加点 評価項目 ／ 判断基準 ①事業者登録 ／ 元請のみ(下請の登録は求めない) ②CCUS活用の申し出 ／ 工事着手迄に工事打合せ簿により提出 ③技能者登録 ／ 1名以上 ④現場登録(管理者ID(現場管理者)登録) ／ 当該現場の登録 ⑤現場へのカードリーダー設置 ／ 利用状況が確認できること(利用回数は問わない) ※事業者登録済、技能者登録済の場合も、基準を満たしているものとする。	「工事特性」との二重評価は行わない。
		□	3	43. NETIS登録技術のうち事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(3点)	
		□	2	44. NETIS登録技術のうち事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(2点)	
		□	1	45. NETIS登録技術のうち事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。(1点)	
		□	2	46. NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(2点)	
		□	1	47. NETIS登録技術のうち事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(1点)	
		□	1	48. その他　理由:(　　)	

建築工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　（主任監督員）

考査項目	細別	評価項目	評価細目	評価基準
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	□	1. 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。	評価項目数が5項目以上・・・・・ a 評価項目数が3項目以上・・・・・ b 評価項目数が2項目以上・・・・・ c
		□	2. 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。	
		□	3. 近隣住民(入居官署を含む)との調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。	
		□	4. 配置技術者（現場代理人/主任(監理)技術者）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。	
		□	5. その他　理由:(　　)	
		□	d. 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
		□	e. 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・e
	Ⅲ. 安全対策	□	1. 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。	評価項目数が4項目以上・・・・・ a 評価項目数が2項目以上・・・・・ b 評価項目数が1項目以上・・・・・ c
		□	2. 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。	
		□	3. 安全衛生管理活動が適切に実施されている。	
		□	4. 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。	
		□	5. 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。	
		□	6. その他　理由:(　　)	
		□	d. 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
		□	e. 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・e

建築工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　（主任監督員）

考査項目	細別	評価項目	工事特性キーワード一覧	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応		【建物規模への対応】※下記の対応事項に1つ以上■がつけば2点の加点とする。	
		□	1. 延べ面積10,000㎡以上の建物	
		□	2. 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物	
		□	3. 大空間のホール等を有する建物	
		□	4. その他　理由:(※4　)	
			【構造物固有の機能の難しさへの対応】※下記の対応事項に1つ以上■がつけば2点の加点とする。	・建築工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準においてⅠ類及びA類に相当する工事 ・電気又は機械設備工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備のある建物
		□	5. 対象構造物の耐震レベル	
		□	6. 建物基準の特殊性	
		□	7. その他　理由:(※4　)	
			【建物固有の施工技術の難しさへの対応】※下記の対応事項に1つ以上■がつけば2点の加点とする。	・特殊な特許工法等の技術検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
		□	8. 建築材料・設備機材、工法について提案がある場合(総合評価における技術提案は除く)	
		□	9. 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性	
		□	10. 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合	
		□	11. その他　理由:(※4　)	
			【厳しい自然・地盤条件への対応】※下記の対応事項に1つ以上■がつけば2点の加点とする。	・地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工の為、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制約を受けた工事
		□	12. 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)	
		□	13. 軟弱地盤、支持地盤の影響	
		□	14. 雨・雪・風・気温等の影響	
		□	15. その他　理由:(※4　)	
			【厳しい周辺環境等、社会条件への対応】※下記の対応事項に1つ以上■がつけば2点の加点とする。	・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)必要とする工事 ・住居専用地域等で騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
		□	16. 地中埋設物等の作業障害	
		□	17. 工事の影響に配慮すべき建築物等の近接物	
		□	18. 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮	
		□	19. 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	
		□	20. その他　理由:(※4　)	
			【施工現場での対応】※下記の対応事項に1つ以上■がつけば4点の加点とし、最大10点とする。	
		□	21. 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事(但し全面一時中止期間は除く)	
		□	22. 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事	
		□	23. 工事の実施に当たり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事	
		□	24. 工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事	
		□	25. 25.休日・夜間作業が工程の過半を超える工事	
		□	26. 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事	
		□	27. 特に困難な調整を要する他工事(近接工事)の請負者が複数ある工事	
		□	28. 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事	
		□	29. 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事	
		□	30. 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事	
		□	31. 同一敷地内における施設を使用しながらの建替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事	
		□	32. その他　理由:(※4　)	
	評価		加点合計:　0　点 評　点:　0　点	【工事特性のキーワードの詳細記入】

[記入方法]該当する項目の加点数を選択すること
※1.工事特性は、最大20点の評価とする。
※2.専任監督員が評価する「5.創意工夫」との二重評価は行わない。
※3.評価に当たっては、専任監督員等の意見も参考にし、検査員との合議の上評価する。
※4.■を付した評価対象項目について、評価内容を評価内容欄に記載する。

建築工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　（主任監督員）

考査項目	細別	評価項目	評価細目	評価基準
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献度	□	1. 災害時等に地域への救援活動等に協力した。	評価項目数が5項目以上…… a 評価項目数が4項目以上…… a’ 評価項目数が3項目以上…… b 評価項目数が2項目以上…… b’ 評価項目数が1項目以下…… c
		□	2. 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。	
		□	3. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。	
		□	4. 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミニュケーションを図った。	
		□	5. 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。	
		□	6. その他　理由:(　　)	
			※請負者からの提出を受け評定を行う。 ※実施した項目が、地域貢献として認められたものを評価する。	

建築工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　（主任監督員）

考査項目	評価項目	法令遵守等の該当項目一覧		
7. 法令遵守等	□	1. 指名停止3ヶ月以上。	-20	点
	□	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満。	-15	点
	□	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満。	-13	点
	□	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満。	-10	点
	□	5. 文章注意。	-8	点
	□	6. 口頭注意。	-5	点
	□	7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合。 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない)	-3	点
	□	8. 総合落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合。	-10	点
	□	9. その他　理由:(　　)	-3	点
	□	10. 週休2日制工事において受注者が、明らかに取り組む姿勢が見られなかった。	-2	点
	■	11. 該当項目無し。	0	点

履行　:総合評価時の提案どおりに実施された。
不履行:　〃　の提案が不履行であった。
対象外:　〃　の提案が対象外

① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、当該工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上記の措置があった場合に適用する。
② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所)を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。
④ 総合落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. の項目で減ずる措置を行う。(-10点)
⑤ 2以上の項目に該当する場合、該当する項目の点数を合算して計上する。また、1つの項目に2回以上重複して該当する場合は、該当する項目の点数に回数を乗じて計上する。

【上記で評価する場合の適用事例】(該当事項有の場合、いずれかに「■」を記入すること。)

□ 1.入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。
□ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行なった。
□ 3.労働者の宿舎環境等について労働基準法違反があり、送検等された。
□ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
□ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。
□ 6.建設業法に違反する事実が判明した。 Ex)一括下請、技術者の専任違反等
□ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
□ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
□ 9.監督又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。或いは、不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
□ 10.下請負代金遅延防
□ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等をされた。
□ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」或いは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
□ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。或いは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
□ 14.請負企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。
□ 15.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
□ 16.引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。
□ 17.低入コスト調査で虚偽の報告があった。
□ 18.請負者の責により工期内に工事を完成できなかった。
□ 19.請負者が契約約款第7条の2第1項及び第2項の規定に違反した。
□ 20.その他

建築工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	□	□	1. 契約約款第19条第1項に係る設計図書の照査結果を適切に処理していることが確認できる。	評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	2. 施工計画書が設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ b 評価値が60～80%未満・・・・・ c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	3. 施工計画書に出来形・品質確保のため記載があり、管理のための方法が確認できる。	
		□	□	4. 工事記録の整備が適切に行われていることが確認できる。	
		□	□	5. 施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。	
		□	□	6. 一工程の施工の確認の報告が適切に行われていることが確認できる。	
		□	□	7. 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる	
		□	□	8. 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。	
		□	□	9. 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが適切に行われていることが確認できる。	
		□	□	10. 社内検査が計画的に行われ、出来形・品質等の管理を工事全般に渡って十分に行っていることが確認できる。	
		□	□	11. 工事の関係書類及び資料整理が良い。	
		□	□	12. その他　理由:(　　)	
			□	d. 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	e. 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・e

建築工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅰ. 出来形　(※1 出来形の対象は、「材料・機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。)				評価値(%)=評価項目数/対象項目数
		□	□	1. 承諾図等が設計図書を満足していることが確認できる。	対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ a' 評価値が70～80%未満・・・・・ b 評価値が60～70%未満・・・・・ b' 評価値が50～60%未満・・・・・ c 評価値が50%未満・・・・・・・・・・ d
		□	□	2. 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	3. 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。	
		□	□	4. 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。	
		□	□	5. 出来形の管理記録の整備が良好であることが確認できる。	
		□	□	6. 出来形の管理方法が工夫されていることが確認できる。	
		□	□	7. 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。	
		□	□	8. 不可視部分となる出来形が工事写真、施工記録により確認できる。	
		□	□	9. 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。	
		□	□	10. その他　理由:(　　)	
			□	d. 出来形の管理に関して、監督員から文書による指示を行い改善された。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・d
			□	e. 出来形が不適切であった為、契約約款第33条第4項に係る修補指示を検査員が行った。	左記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・e

建築工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質 ※1 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2 品質の対象は、「材料・機材」と[施工が完了したもの(システムを含む)]があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。				評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ a' 評価値が70～80%未満・・・・・ b 評価値が60～70%未満・・・・・ b' 評価値が50～60%未満・・・・・ c 評価値が50%未満・・・・・・・・・・ d ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・ e 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。
	1. 建築工事(新築)	□	□	1. 躯体工事で品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。	
		□	□	2. 施工計画書に定められた躯体工事の品質計画により管理されていることが確認できる。	
		□	□	3. 躯体工事材料の品質証明が適切である。	
		□	□	4. 請負者の躯体工事の品質計画による品質管理記録が整備されていることが確認できる。	
		□	□	5. 躯体施工の品質・形状が適切で良好な施工である。	
		□	□	6. 躯体工事の不可視部分の写真記録が適切である。	
		□	□	7. 内外仕上げ工事の品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。	
		□	□	8. 施工計画書に定められた内外仕上げ工事の品質計画により管理されていることが確認できる。	
		□	□	9. 内外仕上げ材料の品質証明が適切である。	
		□	□	10. 請負者の内外仕上げ工事の品質計画による品質管理記録が整備されていることが確認できる。	
		□	□	11. 内外仕上げ施工の品質・形状が適切で良好な施工である。	
		□	□	12. 内外仕上げ工事の不可視部分の写真記録が適切である。	
		□	□	13. その他　理由:(　　)	
	1. 建築工事(改修)	□	□	1. 材料・製品の品質が製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	2. 材料の品質確認記録の内容が適切であることが確認できる。	
		□	□	3. 施工の段階における完了時の試験及び記録の方法が適切であることが確認できる。	
		□	□	4. 躯体工事における施工の品質が施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。	
		□	□	5. 内外仕上げ工事における施工の品質が施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。	
		□	□	6. 不可視部分となる品質が工事写真、施工記録等により確認できる。	
		□	□	7. 品質の確認結果が分かりやすく整理されていることが確認できる。	
		□	□	8. 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	9 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	10. その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。	
		□	□	11. 中間検査や出来形検査での工夫や良好な施工の品質が継続して確認できる。	
		□	□	12. その他　理由:(　　)	

建築工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質〔※1 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2 品質の対象は、「材料・機材」と[施工が完了したもの(システムを含む)]があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。〕				
	2. 電気設備工事	□	□	1. 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	2. 施工の段階における完了時の試験及び記録の方法が適切であることが確認できる。	
		□	□	3. 設備機材の品質確認記録の内容が適切であることが確認できる。	
		□	□	4. システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計所図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	5. 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	6. 不可視部分となる品質が工事写真、施工記録等により確認できる。	
		□	□	7. 品質の確認結果が分かりやすく整理されていることが確認できる。	
		□	□	8. 施工の品質が試験や検査等の結果の記録により優れていることが確認できる。	
		□	□	9. システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。	
		□	□	10. 中間検査や出来形検査での工夫や良好な施工の品質が継続して確認できる。	
		□	□	11. 運転・点検上の表示及び危険個所などの表示等が明確で解りやすい。	
		□	□	12. その他　理由:(　　)	
	3. 機械設備工事 ※機械設備工事とは、暖冷房衛生設備工事及び機械器具設置工事(エレベーター、エスカレーター設備等)をいう。	□	□	1. 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	2. 施工の段階における完了時の試験及び記録の方法が適切であることが確認できる。	
		□	□	3. 設備機材の品質確認記録の内容が適切であることが確認できる。	
		□	□	4. システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計所図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	5. 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。	
		□	□	6. 不可視部分となる品質が工事写真、施工記録等により確認できる。	
		□	□	7. 品質の確認結果が分かりやすく整理されていることが確認できる。	
		□	□	8. 施工の品質が試験や検査等の結果の記録により優れていることが確認できる。	
		□	□	9. システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。	
		□	□	10. 中間検査や出来形検査での工夫や良好な施工の品質が継続して確認できる。	
		□	□	11. 運転・点検上の表示及び危険個所などの表示等が明確で解りやすい。	
		□	□	12. その他　理由:(　　)	
	4. 防水工事	□	□	1. 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。	
		□	□	2. 施工計画書に定められた品質計画により管理されていることが確認できる。	
		□	□	3. 材料の品質証明が適切である。	
		□	□	4. 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されていることが確認できる。	
		□	□	5. 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。	
		□	□	6. 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されていることが確認できる。	
		□	□	7. その他　理由:(　　)	
	5. 塗装工事	□	□	1. 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。	
		□	□	2. 施工計画書に定められた品質計画により管理されていることが確認できる。	
		□	□	3. 材料の品質証明が適切である。	
		□	□	4. 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されていることが確認できる。	
		□	□	5. 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。	
		□	□	6. 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されていることが確認できる。	
		□	□	7. その他　理由:(　　)	

建築工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅱ. 品質	※1 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2 品質の対象は、「材料・機材」と[施工が完了したもの(システムを含む)があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。			評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・・ a' 評価値が70～80%未満・・・・・ b 評価値が60～70%未満・・・・・ b' 評価値が50～60%未満・・・・・ c 評価値が50%未満・・・・・・・・・・ d ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・ e 契約約款第18条第1項に基づき、監督員が改造請求を行った。
	6. その他工事	□	□	1. 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。	
		□	□	2. 施工計画書に定められた品質計画により管理されていることが確認できる。	
		□	□	3. 材料の品質証明が適切である。	
		□	□	4. 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されていることが確認できる。	
		□	□	5. 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。	
		□	□	6. 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されていることが確認できる。	
		□	□	7. その他　理由:(　　)	
	7. 取壊し工事	□	□	1. 分別、再資源化に努めている。	
		□	□	2. 施工計画書に定められた計画により管理されていることが確認できる。	
		□	□	3. 廃材処理が適切である。	
		□	□	4. 請負者の管理記録が整備されていることが確認できる。	
		□	□	5. 不可視部分の工事写真が適切である。	
		□	□	6. 工事完了時の整地形状が適切である。	
		□	□	7. 中間検査や出来形検査での工夫や良好な施工の品質が継続して確認できる。	
		□	□	8. その他　理由:(　　)	

建築工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅲ. 出来栄え ※1 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。 ※2 出来ばえの評価は全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。				評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・ b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・ c ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 出来栄えが劣っている。
	1. 建築工事(新築)	□	□	1. きめ細やかな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。	
		□	□	2. 関連工事(工種)との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。	
		□	□	3. 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。	
		□	□	4. 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。	
		□	□	5. 色調が均一であり、色むらが無く、全体的な美観が良好である。	
		□	□	6. 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来栄えが良好である。	
		□	□	7. 保全に配慮した施工がなされている。	
		□	□	8. その他　理由:(　　)	
	1. 建築工事(改築)	□	□	1. きめ細やかな施工がなされ取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。	
		□	□	2. 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。	
		□	□	3. 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。	
		□	□	4. 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。	
		□	□	5. 色調が均一であり、色むらが無く、全体的な美観が良好である。	
		□	□	6. 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来栄えが良好である。	
		□	□	7. 保全に配慮した施工がなされている。	
		□	□	8. その他　理由:(　　)	
	2. 電気設備工事	□	□	1. きめ細やかな施工がなされている。	
		□	□	2. 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。	
		□	□	3. 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。	
		□	□	4. 環境負荷低減への対策が優れている。	
		□	□	5. 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。	
		□	□	6. その他　理由:(　　)	
	3. 機械設備工事 ※機械設備工事とは、暖冷房衛生設備工事及び機械器具設置工事(エレベーター、エスカレーター設備等)をいう。	□	□	1. きめ細やかな施工がなされている。	
		□	□	2. 関連工事との調整がなされ、全体に調和が良くとれた仕上がりである。(単独工事の場合は評価しない)	
		□	□	3. 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。	
		□	□	4. 環境負荷低減への対策が優れている。	
		□	□	5. 運転及び保守点検に対する配慮が適切である。	
		□	□	6. その他　理由:(　　)	

建築工事考査別運用表　　[記入方法]該当項目を「■」にする。　　(検査員)

考査項目	細別	対象項目	評価項目	評価細目	評価基準
3. 出来形及び出来栄え	Ⅲ. 出来栄え	※1 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。 ※2 出来ばえの評価は全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。			評価値(%)=評価項目数/対象項目数 対象項目が2項目以下・・・・・・ c 評価値が90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が80～90%未満・・・・ b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・ c ・下記該当・・・・・・・・・・・・・・・・・・ d 出来栄えが劣っている。
	4. 防水工事	□	□	1. きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。	
		□	□	2. 既存部分や関連設備との調整がなされ、全体に調和が良い仕上げである。	
		□	□	3. 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。	
		□	□	4. 仕上がりの状態が良好である。	
		□	□	5. その他　理由:(　　)	
	5. 塗装工事	□	□	1. きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。	
		□	□	2. 既存部分や関連設備との調整がなされ、全体に調和が良い仕上げである。	
		□	□	3. 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。	
		□	□	4. 上がりの状態が良好である。	
		□	□	5. その他　理由:(　　)	
	6. その他工事	□	□	1. きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。	
		□	□	2. 既存部分や関連設備との調整がなされ、全体に調和が良い仕上げである。	
		□	□	3. 使い勝手や使用者の安全に対する配慮が適切である。	
		□	□	4. 仕上がりの状態が良好である。	
		□	□	5. その他　理由:(　　)	
	7. 取壊し工事	□	□	1. きめ細やかな施工がなされている。	
		□	□	2. 既存部分や関連設備との調整がなされている。	
		□	□	3. 安全及び環境に対する配慮が適切である。	
		□	□	4. 仕上がりの状態が良好である。	
		□	□	5. その他　理由:(　　)	